

- 1 会 議 名 予算委員会
- 2 日 時 令和2年3月16日(月) 10時00分開会
15時57分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 濱崎國治委員長、牟田学副委員長、竹之内和満委員、川上洋一委員、濱門明典委員、白石純一委員、濱田洋一委員、竹原信一委員、中面幸人委員、岩崎健二委員、木下孝行委員、濱之上大成委員、山田勝委員、仮屋園一徳委員
- 5 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇、議事係 松崎 正幸
- 6 説明員
- ・福祉課

課長	川畑	幸博	君	課長補佐	猿樂	浩士	君
係長	中野	美紀	君	係長	宇都	貴子	君
係長	栗林	鉄矢	君	園長	松林	靖子	君
 - ・健康増進課

課長	児玉	秀則	君	課長補佐	寺地	克己	君
係長	中川	洋一	君	係長	大橋	尚子	君
 - ・税務課

課長	垂	義継	君	課長補佐	新町	博行	君
----	---	----	---	------	----	----	---
 - ・介護長寿課

課長	中野	貴文	君	課長補佐	勢屋	伸一	君
係長	角島	智明	君	係長	寺園	勝夫	君
 - ・農政課

課長	園田	豊	君	課長補佐	中尾	隆樹	君
課長補佐	下藪	富大	君	係長	牧内	達志	君
 - ・農業委員会事務局

局長(兼務)	園田	豊	君	係長	早水	英行	君
--------	----	---	---	----	----	----	---
 - ・商工観光課

課長	堂之下	浩子	君	課長補佐	牧尾	浩一	君
係長	船蔵	真一	君				
- 7 会議に付した事件
- ・議案第30号 令和2年度阿久根市一般会計予算
 - ・議案第31号 令和2年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
 - ・議案第33号 令和2年度阿久根市介護保険特別会計予算
 - ・議案第34号 令和2年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱崎國治委員長

ただいまから、予算委員会を開会します。
前会に引き続き、審査を継続いたします。

(福祉課入室)

○議案第30号 令和2年度阿久根市一般会計予算

濱崎國治委員長

それでは、議案第30号を議題とし、福祉課所管の事項について審査に入ります。
福祉課長の説明を求めます。

川畑福祉課長

議案第30号中、福祉課の所管する事項について説明します。

はじめに、予算書の8ページをお開きください。第3表地方債であります。上から6行目、災害援護資金貸付金債は、起債により事業費の一部に充てようとするものであります。

それでは、歳出予算から御説明申し上げます。

60ページをお開きください。第3款1項1目社会福祉総務費は、前年度比477万4千円の増額となっております。これは、健康増進課所管分の27節繰出金の増額が主な要因であります。それでは、節ごとに主なものについて、説明をさせていただきます。2節給料から4節共済費までは、課長、福祉係職員5人、介護長寿課高齢者支援係職員3人の計9人分の人件費であります。次に、61ページになります。12節委託料は、高齢者や障がい者及び児童その他の福祉の各分野における上位計画として、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とする地域福祉計画策定業務ほか1件に係る費用であります。18節負担金、補助及び交付金は、社会福祉協議会への補助金ほか、説明欄に記載の各種団体等への負担金及び補助金であります。

次に、62ページをお開きください。2目心身障がい者福祉費は、前年度比4,950万3千円の増額となっております。これは、障がい者の福祉サービスに係る19節扶助費の増額が主な要因であります。それでは、節ごとに主なものについて、説明をさせていただきます。1節報酬から4節共済費までは、障害福祉サービス事務に係る会計年度任用職員の1人分の人件費であります。12節委託料は、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする第6期障がい者計画策定業務及び子ども発達支援センターこじかの指定管理業務ほか7件分であります。63ページになります。18節負担金、補助及び交付金は、障がい者団体等への負担金及び補助金及び40歳未満の若年末期がん患者療養支援事業が主なものであります。19節扶助費は、前年度比4,667万円余りの増額であります。障がい者の福祉サービスに係る費用であり、5行目の重度訪問介護費及び64ページの6行目共同生活援助費などの増額が主な要因であります。

次に、67ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費は、前年度比802万8千円の増額となっております。これは、7節報償費の出生祝い商品券及び18節負担金、補助及び交付金の保育所緊急整備事業の増額が主な要因であります。それでは、節ごとに主なものについて、説明をさせていただきます。1節報酬から4節共済費までは、会計年度任用職員4人分及び職員5人分の人件費などであります。7節報償費は、出生祝い商品券事業に係る費用が主なものであり、令和2年度から一律10万円の商品券を支給することとし、100人分を計上しております。なお、当事業については、昨年度と比較して358万円の増額となっております。次に、68ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金は、保育所緊急整備事業として、私立保育園の老朽化した園舎の改修及び空調機器の更新に要する経費の補助が

主なものであります。19節扶助費は、平成31年度の事業実績及び見込額に基づき、子ども医療費助成を523万7千円減額し、扶助費全体では436万円の減額となっております。2目児童措置費は、児童手当であります。前年度比842万円減の、2億5,657万5千円を計上しております。

次に、3目保育所費は、みなみ保育園の運営費であります。1節報酬から4節共済費までは、職員2人分と保育士など会計年度任用職員14人分の人件費であります。70ページをお開きください。16節公有財産購入費の75万7千円は、園の乳児室横に設置していたウッドデッキベランダが、昨年の台風災害により損壊したため、更新しようとするものであります。

次に、4目児童館費は、主に放課後児童クラブの運営経費であり、前年度比1,337万円の増額となっております。これは、12節委託料の増額が主な要因であります。12節委託料は、10児童クラブの運営に係る費用であり、本年4月から新たに児童クラブを1か所開設する予定であります。また、阿久根学童クラブの施設が老朽化しており、地震等の安全確保の観点から、施設の耐震診断業務委託料を計上しております。71ページになります。13節材料及び賃借料は、第2阿久根学童クラブの施設の借上料が主なものであります。

次に、5目保育施設運営費は、前年度比752万1千円の増額であり、保育施設の運営に係る19節扶助費の増額が主な要因であります。18節負担金、補助及び交付金の保育対策等促進事業は、各保育園で実施する延長保育、障がい児保育、一時預かり事業に係る補助金であります。19節扶助費は、市内の私立保育園5園及び認定こども園2園と、継続して広域入所が見込まれる市外保育園の保育所運営費が主なものであります。

次に、3項1目生活保護総務費は、前年度比309万1千円の増額となっております。1節報酬から72ページの4節共済費までは、保護係職員4人分及び会計年度任用職員の人件費が主なものであります。72ページをお開きください。7節報償費は、生活困窮世帯やひとり親世帯の子供を対象に、学習の補助や動機づけを支援する子供の学習支援に係る講師の謝金として84万円を計上しました。12節委託料のうち、生活困窮者自立相談支援事業は、生活保護に至る前の生活困窮者に対する相談支援や就労支援など、自立に向けた包括的な支援を行うものであります。2目扶助費は、生活保護受給者に対する扶助費であります。前年度比1,716万7千円の減額は、生活扶助及び医療扶助の減が主な理由であります。なお、保護世帯及び保護者数は、昨年1月末では122世帯、169人でありましたが、本年1月末では125世帯、164人と、昨年と比較して、3世帯の増で、保護者は5人の減少となっております。

73ページになります。4項1目災害救助費19節扶助費は、災害救助法に基づく災害見舞金であり、大規模な自然災害等により、その世帯の生計維持者が死亡した場合に、災害弔慰金として500万円、著しい障害を受けた場合に災害障害見舞金として250万円を支給するものです。また、単独事業分は、死亡見舞等、住家の全焼、流失、全壊、半焼等に対する見舞金を計上しました。

次に、142ページをお開きください。第13款1項1目災害援護資金貸付金20節貸付金は、災害救助法の適用となる災害が発生した場合で、世帯主が重症を負った場合や、住居の全壊や半壊等があった場合、申込みにより貸付を行うものです。

次に、歳入について御説明いたします。18ページをお開きください。

第12款2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管分は心身障害者扶養共済の本人負担分であります。2節児童福祉費負担金の主なものは保育所運営費であり、公立及び私立保育園の入所児童に係る保育料であります。なお、前年度比2,787万5千円の減額となっておりますが、これは昨年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者からの保育料収入が減額となったものであります。

次に、22ページをお開きください。第14款1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金は前年度比2,317万7千円の増、2節児童福祉費負担金は前年度比4,482万4千円の増、3節児童手当給付費負担金は前年度比584万3千円の減、4節生活保護費負担金は前年度比1,048万5千円の減となっており、このうち2節児童福祉費負担金の増は、保育所運営費が

前年度比4,420万3千円の増になっておりますが、これは保育の無償化に伴い国が負担する分が増えたためであり、ほかはいずれも支出額に伴う増減となっております。

次に、23ページになります。2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管分は地域生活支援事業費であり、2節児童福祉費補助金は前年度比813万3千円の増となっております。次に、24ページをお開きください。3項2目民生費委託金2節児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当事務費であります。

第15款1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち、保険基盤安定拠出金を除いたものが福祉課所管分であります。主に障がい者自立支援事業に係る介護給付費、訓練等給付費や、児童発達支援事業費などの各事業に充当するもので、県負担は4分の1となっております。2節児童福祉費負担金は、前年度比2,295万円の増となっておりますが、これは保育所運営費が2,293万9千円の増となっており、保育の無償化に伴い県が負担する分が増えたためであります。25ページになります。3節児童手当給付費負担金は、児童手当に係る県負担金であります。4節生活保護費負担金は、行路病人医療費ほか1件であります。6節災害救助費負担金は、災害見舞金に充てるもので、県負担は4分の3であります。2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金では、重度心身障がい者医療費助成事業費が主なものであり、県の補助は2分の1であります。次に、26ページをお開きください。2節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援交付金の補助率は3分の1であり、乳幼児医療費助成事業費は、未就学児のうち住民税非課税世帯の児童は自己負担分の全額を、課税世帯の未就学児については自己負担分のうち月額3千円を超える額の2分の1が補助対象となっております。

次に、28ページをお開きください。3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管分は、社会福祉統計調査事務費及び戦没者弔慰金に係る特別給付金等支給事務市町村交付金であり、2節児童福祉費委託金は、母子等の福祉に関する事務の市町村権限移譲交付金であります。

29ページになります。第16款1項2目利子及び配当金のうち、説明欄の上から10行目の地域福祉基金が福祉課所管分であり、平成31年度末の基金残高見込みは7,236万4,384円であります。

次に、32ページをお開きください。第20款5項4目雑入2節団体支出金のうち、福祉課所管分は、国保連合会障害児給付費交付金であり、子ども発達支援センターこじかに係る交付金であります。33ページになります。20節雑入のうち、説明欄4行目の延長保育事業利用料から7行目の園児給食費負担金までは、みなみ保育園分であります。3行とばして、相談支援事業他団体負担金及び地域活動支援センター事業他団体負担金は、地域生活支援事業として長島町と共同実施しているもので、長島町の負担金を受け入れるものであります。次に、下から9行目と8行目の、生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護の扶助費に係る返還金であります。次に、35ページをお開きください。第21款1項2目民生債5節災害援護資金貸付金債は、大規模災害発生時に対応するものであります。

以上で、説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いたします。

濱崎國治委員長

福祉課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

22ページ、14款、生活保護に関して質問あります。大阪市でですね、19人の中国人が来て、2週間後には生活保護申請して全部が通ったということを知りました。阿久根市で外国籍の方に生活保護というのを出しているという事実はありますか。

川畑福祉課長

お答えします。外国籍の方に生活保護費を支給している事実はございません。

竹原信一委員

過去にもございませんか。

川畑福祉課長

過去にもございません。

竹原信一委員

阿久根市の考え方として、外国籍の方に生活保護を出す気はないということでしょうか。

川畑福祉課長

生活保護費につきましては、生活保護法に基づき支給しているものでございまして、申請等がありましてですね、支給対象となってくれば外国籍の方についても支給というふうになってくるものと思われま。

竹原信一委員

正にそこの部分なんです。役所の職員の裁量権によって、2週間後に大阪市ではやってしまったと。皆さんがその決まりをどのように解釈するかによって大幅に違うわけ。皆さんの考え方はどうですかという質問でございます。

川畑福祉課長

先ほど答弁で申し上げましたけれども、あくまで生活保護法の制度に基づいて支給されるもので、その市町村の権限、そこに細かい部分では裁量する部分がありますけれども、支給の対象と判断した場合については制度に基づき支給というふうになってまいります。

竹原信一委員

その曖昧な言い方が心配なんです。あのですね、厚生省のほうは不適切だという見解を示しております。大阪市は規則に基づいてやりましたと言っております。そういうことが起こるわけですよ。だからこそ今、私はあなたに聞いとるわけ。考え方はどうですか、改めてお聞きします。

川畑福祉課長

先ほどから申し上げましたように、生活保護法に基づいて支給、もし支給ということになれば、そのような対応をしてみたいというふうに思います。追加しますけれども、その大阪の件、そこについても私は認識をしておりませんので、どういう事実があったのかどうか、その辺もわかりませんので何とも申し上げられないところです。その大阪の事実と比較した場合についてはですね。以上です。

白石純一委員

生活保護費ということなんですけれども、今、コロナの影響ですね、時給で働いておられるパートアルバイトの方が、仕事に来なくていいよというような状況が阿久根でも起こっているのか。あるいは起こりうるということが十分に予想されますが、そういったとき急に生活の糧がなくなってですね、困窮するという方も出てくるのではないかと思います。そういう緊急的に困ったときに生活保護費を支給できると聞いたんですが、その辺りはいかがでしょうか。

川畑福祉課長

今般のコロナウイルスに関する生活に困窮した場合のケースだと思っております。現時点におきましては、生活困窮者相談支援事業ですね、社会福祉協議会のほうに相談事業は委託しているところであります。その中で、現時点におきましては、コロナウイルスに対する生活困窮に対して相談は上がってきてないところでありますけれども、また国のほうからもコロナウイルスに対して適切な対応するようにと、国からの文書等も来ておりますので、その対応によってですね、場合によってはコロナウイルスに対する支援、こちらのほうが必要に応じて対応していきたいと思っております。

白石純一委員

確認ですが、通常的生活保護の手續に加えて、緊急的に支給できるという理解でいいんですか。

川畑福祉課長

支給できるというよりも、もし相談等がありましたら、相談に応じて、必要に応じた関係機関へのつなぎとか、その辺を対応していくというふうになってくるというふうに思ってお

ります。

白石純一委員

制度的に緊急的に、通常的生活保護手続によらず、給付をするというようなことができるということもちょっと聞いたんですが、その辺りはいかがですか。

栗林保護係長

議員に対して回答いたします。今のところそういった事実がないこともありまして、できるかどうかというのは、今ここで申し上げることはちょっとできませんので、後もってしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

白石純一委員

実は今日ですね、ラジオのほうでそういったことも出来るということをおある司法書士の方がおっしゃって、実際コロナに限らずですね、そういうケースがあるということをおっしゃってましたので、ぜひその辺りも調べていただければと思います。

次の質問ですが、70ページ、3款2項4目12節、13節両方に絡んでですが、まず13節、使用料及び賃借料で第2学童クラブの賃借料と伺いましたけれども、これはいつまで契約期間はあるのでしょうか。

川畑福祉課長

現在の契約につきましては、令和3年3月までの契約というふうになっております。

白石純一委員

あと1年ですね。これも私は始まるときに耐震が本当にこの施設も大丈夫なのかという質問をして、確たるエビデンス、証拠は見せられませんでした。12節で第1学童の診断もされるということで、これについてももちろん診断結果がよければ使っていいんでしょうけれども、万が一、非常に古いビルですので、診断結果があまり好ましくないということであれば、新たな施設を探さなきゃ、改修というのには莫大な費用がかかって、私は適切ではないと思いますので、新たな施設を探しにいくほうがより良いと思うんですが、そうしたときにこの今の第1、第2学童のことを考えると、既存の学校の校舎を使ってという自治体も多いものですから、そういったことは本当に阿久根市ではできないのか、お伺いします。

川畑福祉課長

阿久根学童についてなんですが、こちらのほうにつきましては、今後ですね、阿久根小学校のほうで長寿命化により整備計画のほうを予定しておりまして、その際に、現在の特別教室を学童クラブとして用意してもらうようお願いをしてあるところであります。

白石純一委員

では、来年、契約満了になる第2学童、あるいは第1学童の耐震問題のその結果では、学校の校舎を使えるという理解でよろしいですか。

川畑福祉課長

今、委員からありましたとおり、最初この長寿命化による整備計画、こちらのほうの事業開始が令和2年度ではなく3年度以降というふうに教育委員会のほうから聞いているところでありますので、その際に整備計画の一環として、この特別教室、こちらのほうを学童児童クラブとしてですね、利用してもらうようお願いしているところです。

白石純一委員

その点、了解しました。次の質問ですが、67ページ3款2項1目7節の報償費、1千万、100人分10万円ということですが、これは商工会議所が発行するもので、商工会議所にお店、券をいただいたお店は換金に行かれると思いますが、その換金手数料は幾らでそれはどなたが負担されるのでしょうか。

川畑福祉課長

出生祝い商品券の換金にかかるものでありますけれども、こちらもほうにつきましては換金手数料が2%というふうになっております。その負担分は阿久根市が負担するというふうになっております。

白石純一委員

そうすると、次のページ68ページの11節の役務費の手数料にそれが含まれているという理解でいいですか。

川畑福祉課長

委員から御指摘のとおりであります。

白石純一委員

今年度、福祉プレミアム商品券ですね、これは同じような手数料がかかるものでしょうか。

川畑福祉課長

今回の今年度実施しておりますプレミアム付き商品券につきましては、各取扱店舗から直接請求書を阿久根市の福祉課宛てに提出してもらいまして、市のほうから直接、口座振り込みにより支払いを実施している状況でありまして、したがって換金にかかる手数料は発生していないというふうになっております。

白石純一委員

出生祝い商品券もそのようにすることで、手数料分が省略できる、つまり市にとって費用的にプラスになるんですが、それは不可能でしょうか。

川畑福祉課長

これまでもこの出生祝い商品券につきましては、商工会議所が発行しております共通商品券を使用している現状もあります。それとこれまでの経緯からですね、2%を補助してもらっているという現状から、現段階におきましては出生祝い商品券につきましては、現状のとおり2%の手数料を払った対応をしていきたいというふうに思っているところです。

白石純一委員

これまでやってるという理由ではなくてですね、より市民にとって、市の財政にとっていいのであればそういうことも変えていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

川畑福祉課長

引き換え手数料につきましては、また商工会議所等も協議していく必要があることから、今後また、協議をさせていただきたいというふうに思っております。

濱之上大成委員

確認の意味で、61ページの3款1項1目の民生委員児童委員協議会の396万9千円について、ちょっと確認の意味なんですが、3款2項5目のですね、保育児童対策育成事業とか、保育対策事業等のこういったものに対して、今回の新型コロナに対してですね、区長さん、あるいは民生児童委員協議会の中でですね、コロナに対する対策的な協議会というのはなされてるかどうかの確認ですが、いかがですか。

川畑福祉課長

特別、現段階におきましては、この民生委員児童委員、ほかの運営協議会ですね、こちらのほうについては特別市のほうでコロナに対する対応等についてですね、会を開催したということはございません。

濱之上大成委員

こういう時こそですね、名前どおり、育成児童ですから、民生委員に対してですね、やはり率先して、例えば公民館利用をするとか、今学校休みになってますので、そういった話し合いが持たれることを期待して終わります。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

質疑なしと認めます。

福祉課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(福祉課退出、健康増進課入室)

濱崎國治委員長

次に健康増進課所管の事項について審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

それでは、議案第30号中、健康増進課及び大川診療所所管分の主なものについて御説明申し上げます。予算書の61ページをお開きください。

歳出予算から御説明いたします。第3款民生費1項1目社会福祉総務費27節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金であり、このうち事業勘定分の内訳は、保険基盤安定分が、1億8,135万3千円、職員給与費等分が5,136万1千円、出産育児一時金等分が504万円、財政安定化支援事業分が4,718万4千円、赤字補填を目的とした法定外分が7,909万4千円であり、対前年度244万3千円の増であります。また、直営診療施設勘定へは、財源不足分を繰り出すものでございます。

次に、66ページになります。8目後期高齢者医療費18節負担金、補助及び交付金は、保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金であり、共通経費として広域連合の組織運営に要する広域連合一般会計分、広域連合の人件費などを含めた保険給付の事業に要する広域連合特別会計分であり、負担率は均等割10%、高齢者人口割50%、人口割40%であります。また、後期高齢者広域連合療養給付費は、後期高齢者の療養給付に要する経費の12分の1の額を負担することとされており、対前年度412万1千円の減であります。27節繰出金は、低所得者の保険料軽減分を保険基盤安定分として後期高齢者医療特別会計へ繰り出す1億4,105万8千円と、後期高齢者医療特別会計事務費分の258万4千円の合計額であります。

次に、73ページになります。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、職員の人件費と母子保健事業に係る経費が主なものであり、対前年度592万4千円の増は、子育て世代包括支援センター開設によるものが主な要因であります。74ページになります。7節報償費は、1歳6か月児健診のほか、説明欄にある各種健診時における医師等の謝金が主なものであり、10節需用費は、4歳以上の幼児に対して新たに実施するフッ化物洗口推進事業に使用する薬品の購入費が主なものであります。12節委託料は、在宅当番医制事業や1人14回分に係る妊婦健診業務、産後2週間と1か月後に行う産婦健康診査等業務の委託料が主なものであります。18節負担金、補助及び交付金のうち、75ページの夜間一次救急診療所運営費負担金は、全体の必要額1,800万円に令和元年10月までの実績割19.9%を乗じた額を計上したものであります。また、病院群輪番制病院事業の補助金は、休日・夜間における入院、手術を要する重症救急患者のための救急医療施設運営費の補助金であり、基準額2,687万5,500円に人口割24.8%を乗じた額を計上したものであります。また、不妊治療費助成事業については、不妊に悩む夫婦の金銭的、精神的不安の解消を図るため、特定不妊治療費助成だけでなく、男性不妊治療や不育治療、一般不妊治療まで助成の範囲を拡大し、年間15万円を上限とし12名分を見込み計上しました。19節扶助費は、未熟児養育医療費に係る医療の給付分であり、25万円の6名分を見込み計上しました。

次に、2目健康増進費は、看護師の報酬や次のページの各種がん検診業務などの12節委託料が主なものであり、対前年度417万3千円の増は、12節委託料のがん検診業務委託料の増が主な要因であります。がん検診業務委託料の増は、乳がん検診が国の指針により2年に1回の実施を推奨されており、令和2年度がその実施年度に当たることから増となったものでございます。3目予防費は、予防接種に係るワクチン代の10節需用費とインフルエンザ、高齢者肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎など個別予防接種業務の12節委託料が主なものであります。18節負担金、補助及び交付金は、令和2年度から新たに18歳以下の子供に対して実施するインフルエンザ予防接種に対する助成であり、1人1回3千円を上限に接種者2,669名分を見込み計上しました。78ページになります。6目保健センター管理費は、保健センターの維持管理に係る経費であり、光熱水費の10節需用費や浄化槽清掃業務などの12節

委託料が主なものであります。

次に、19ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。

第12款分担金及び負担金2項4目衛生費負担金は、未熟児養育医療費に係る保護者負担金6名分を見込み計上しました。第13款使用料及び手数料1項3目衛生使用料のうち、保健センター土地占用料は、保健センター敷地内にある九電柱の土地占用料であります。

23ページになります。第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金5節国民健康保険医療助成費負担金は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、平均保険税に保険税軽減被保険者数を乗じた額の2分の1の範囲内の額が保険者支援分として国から交付されるものであり、令和元年度の実績をもとに見込み計上しました。3目衛生費国庫負担金は、未熟児養育医療費に係る国の負担分であり、過去3年間の実績をもとに見込み計上しました。2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金のうち、子育て世代包括支援センター設置に対する補助金等として、297万1千円を計上しました。次に、3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金のうち疾病予防対策事業費は、緊急風しん対策事業実施に対し基準額の2分の1を、母子保健衛生費は産後ケア事業及び産婦健康診査事業として、基準額の2分の1の額をそれぞれ計上しました。

24ページになります。第15款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち、保険基盤安定拠出金は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出す低所得者への保険料軽減分の保険基盤安定分として4分の3の額を計上しました。25ページになります。5節国民健康保険医療助成費負担金は、保険税軽減分として国民健康保険被保険者の低所得者に対する軽減分の4分の3の額と、保険者支援分として平均保険税に保険税軽減被保険者数を乗じた額の4分の1の額の合計額になります。3目衛生費県負担金は、未熟児養育医療費に係る県の負担分になります。2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金、下から2行目の地域自殺対策強化事業費は、自殺予防事業に対する補助金であり、基準額の2分の1の額を、26ページ、2節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金のうち、子育て世代包括支援センター設置に対する補助金等として、297万1千円を計上しました。3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金のうち、健康増進支援事業費は、健康診査事業、健康教育事業などの事業経費に係る補助金であり、基準額の3分の2の額であります。28ページになります。3項3目衛生費委託金のうち、医師法等に基づく医師等の免許申請書の進達や免許証等の交付などの事務に係る交付金15万9千円を計上しました。

32ページになります。第20款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうち、3行目の後期高齢者健診業務広域連合補助金は、阿久根市の後期高齢者に係る長寿健診費用及び訪問指導実施に対する広域連合からの補助金であり、集団健診600名、訪問指導100件分を見込み計上しました。33ページになります。20節雑入、上から8行目のがん検診費用徴収金は、64歳までの肺がん検診や、子宮頸がん検診、乳がん検診などの検診に係る本人負担分であり、その2行下の肝炎ウイルス検診等費用徴収金は、肝炎ウイルス検診と骨粗しょう症検診の本人負担分であります。

35ページになります。第21款市債1項3目衛生債のうち、夜間一次救急診療所運営事業債は、夜間一次救急診療所運営費負担金に係る財源として計上したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱崎國治委員長

健康増進課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

牟田学委員

75ページの4款衛生費1款保健衛生費の中の18節、夜間一時救急診療所の昨年と今年の利用状況が、現在ですね、分かればちょっと教えてもらいたい。

児玉健康増進課長

令和元年度が10月までの半年ということですが、全体で587人、全体です。本市が117人ということになってます。平成30年度が全体で1,159人うち阿久根市の方が255人となっています。以上です。

牟田学委員

了解です。

山田勝委員

ちょっとね、上の空で覚えとって再確認したいんですが、確か医師の免許証の更新かなにかというような話をされましたよね。あれは歳入ですよ。雑入の前でしたけど。権限移譲の関係だと思いたすがね、権限移譲の保健衛生委託金の説明じゃなかったかなと私は思うんですが、再度説明いただけませんか。

児玉健康増進課長

28ページになります。28ページの15款3項3目になります。保健衛生費委託金、市町村権限移譲金、移譲交付金ですね、このうち73万7千円ありますが、健康増進課所管分として15万9千円を計上しております。これにつきましては、医師法等に基づく、医師等の免許申請の申達、申請があった分を創出するという手続、また免許証の交付があった場合に本人に交付するという手続の事務にかかる委託金になります。

山田勝委員

これは認識不足でしたから今聞くんですけどね、医師の免許証の申請とか更新とかという分については、阿久根市在住の医師だったら市町村が窓口だということですか。

健康増進課長

免許証の更新とか、例えば名前が変わった場合の手続の関係を市で、窓口で受け付けて県に進達するという形になります。

山田勝委員

県に進達、市を通じて免許証は更新するとか来るとか、阿久根市がその事務をするんですね。であったら、そういうのが1年間にあるから載ってるんでしょうけど、具体的な例があるんですか。

寺地健康増進課長補佐

委員にお答えいたします。先ほどの委員のお答えに対する回答ですが、平成31年度、つまり本年度ですね、本年度については現時点において、医師法等に係る新規申請及び免許証の交付については、12件ほど実績のほうがございます。以上です。

山田勝委員

これは認識不足ですみません。自分たちの認識では、そんなにたくさん医師が、例えば市民病院の方々の分ですかね、それとも開業医の分がそんなにあるんですか。

寺地健康増進課長補佐

基本的にこちらのほうで、医師の方に対する免許証等の更新、また更新の手続等についてあるんですが、一番こちらのほうで多く抱えておりますのが、レントゲン技師の方であったりとか、そういった方たちの新規の免許証の交付、または氏名等の更新にかかわる免許証の交付が多く交付しているところでございます。以上です。

山田勝委員

お医者さんではなくて、レントゲン技師もその法律に、その枠内なんですね。それだとしてたら医師及び具体的にはどのようなライセンスをお持ちの方々が対象になるんですか、教えてください。

児玉健康増進課長

法律名になりますけど、医師法、医師ですね。あと歯科医師、あと理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、あと知能訓練師、臨床検査技師、そういった法律の免許の方になります。

山田勝委員

認識不足でした、県がやると思っていましたからね。それくらい幅がありますと先ほど言われたような件数になるというのが理解できます。了解です。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

濱之上大成委員

76ページの4項1款3目予防費に関連して、子供の予防接種の接種率と言いますか、例えばインフルエンザとか風疹とかありますけども、もしわかれば、どの程度去年はだったのかを。

寺地健康増進課長補佐

委員にお答えをさせていただきます。現時点においては、子供に対する予防接種の接種率でよろしいでしょうか。それぞれの接種ごとに。それでは読み上げさせていただきます。ヒブワクチンの接種率102.5%、小児用肺炎球菌102.2%、B型肝炎100%、4種混合ワクチン99.1%、ポリオワクチン0%、日本脳炎ワクチン111.9%、麻しん・風しん103.7%、2種混合ワクチン101.3%、BCG96.3%、水痘101.8%、子供に対する予防接種については以上のものであります。ただ、これには前提条件がございます、予防接種の接種率が100%を超える理由につきましては、基準となる対象のお子様を毎年4月1日時点で捉えてる関係で、100%を超えるものでありまして、平成31年度の実績については、まだ上がっておりません。あくまでも今お示しした接種率につきましては、平成30年度の接種率をお示ししましたものでございますので、御了承ください。以上です。

濱之上大成委員

わかりました。というのは、インフルエンザになる方、あるいは水痘、水疱瘡等になる方、重い人、重くない子がおったりして、各園でうつってとか聞くもんですから、接種率がどうなってるのかなあとってお聞きしました。了解。

山田勝委員

100%を超えてあれっと思ったんですが、例えば今年受けた人は、来年は受けなくてもいいんですか。

寺地健康増進課長補佐

基本的にはそのような形になります。ただし、ワクチンの接種につきましては、1回接種、2回接種、3回接種といった形で、年間3回に分けたり、4回に分けたり、接種することもございますので、そこについてはあらかじめ御了承いただければと思います。以上です。

山田勝委員

幾らでも納得はしますね、了承はしますよ、でも100%を幾らか超える。あなたが言うように、何月何日だからって、今年対象でない人も受けるかもしれないけど、1年に1回でいいんですよって、一生に1回でいいんですか、1年に1回ですか。

寺地健康増進課長補佐

委員にお答えさせていただきます。例えば、例をとりますれば、ヒブワクチンの接種になります。ヒブワクチンの接種の場合についてがですね、それぞれ対象年齢の間に2回接種をする形になりますので、今年度接種をしたからその子の生まれた年齢にまた、月数によっても違って来るんですが、毎年1回ずつ受けなければならないという子供たちについても出てくるのが現状であります。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

質疑なしと認め、健康増進課所管の事項について審査を一時中止いたします。

これより暫時休憩いたします。

(休憩 11:06～11:16)

(税務課入室)

濱崎國治委員長

○議案第31号 令和2年度阿久根市国民健康保険特別会計

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

次に、議案第31号を議題とし、審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

[発言する者あり]

山田勝委員

先ほどのですね、私が医師の免許の更新、その他についてお話ししましたが、あれは手数料とか、登録料とか何とかというお金をば阿久根市が徴収するんですか。登録料とか。

濱崎國治委員長

暫時休憩いたします。

(休憩 11:17～11:18)

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

健康増進課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

議案第31号について御説明申し上げます。特別会計予算書の1ページからになります。

はじめに、本市の国保における被保険者数は減少傾向にあり、平成31年4月末で5,336人であったのが、令和2年1月末では5,107人と、人数で229人、率で4.3%減少しております。これにつきましては、75歳到達で後期高齢者医療制度へ移行する方々が令和元年度は260人程度になることも減少要因の一つであると考えております。このため、令和2年度の平均被保険者数は5千人程度と見込んでいます。

それでは、予算書の14ページ、事業勘定の歳出予算から御説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費は、職員の人件費やレセプト点検事務員2人の報酬が主なものであり、対前年度356万8千円の増は、職員の人事異動に伴う増が主な要因でございます。このうち、11節の通信運搬費は被保険者証の更新の際の郵便料、その他役務費は国保連合会の国保電算共同処理手数料が主なものであります。次に、2項1目賦課徴収費は、事務経費が主なものであり、対前年度28万3千円の増は、11節役務費のうち国保税分のコンビニ収納手数料の増が主なものであります。

16ページになります。第2款保険給付費につきましては、一部の費用を除き、そのほとんどの保険給付費等を県が賄うことから、令和元年度分を含めた3年間の診療費を参考に県が推計した給付見込額を反映して計上し、対前年度1億6,700万円余りの減となりました。このうち、1項療養諸費は、被保険者の医療費などに対する保険給付、17ページの2項高額療養費は、被保険者の医療費等の個人負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額に対する保険給付、3項移送費は、療養に必要と認められる転院等の際に、患者の移送に要した費用に対して給付するものであります。18ページにかけての4項1目出産育児一時金は、1件当たり42万円の給付額で18件を見込み計上し、5項1目葬祭費は、1件当たり2万円の給付額で50件を見込み計上しました。第3款国民健康保険事業費納付金は、県全体で賄う保険給付費等に必要とする財源として県が算定した額のうち、本市の負担分として示された額を計上したものであり、1項医療給付費分から次のページの3項介護納付金分までの合計7億6,265万8千円であり、対前年度4,400万円余りの増となりました。

第6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、生活習慣病の予防のために行う特定

健康診査業務と、保健指導が必要とされた方々への特定保健指導業務を健診機関等へ委託する委託料が主なものであります。対前年度320万1千円の減は、特定健診未受診者対策に係る経費を同款2項2目国保ヘルスアップ事業に費目変更し、計上したことが主な要因でございます。20ページになります。2項1目疾病予防費は、補助対象経費の7割を助成する人間ドック助成及びはり・きゅう施術助成の補助金が主なものであり、はり・きゅう施術助成につきましては、今回の75歳以上の高齢者を対象とした、阿久根市はり・きゅう施術料の助成に関する条例の一部改正とあわせて、規則の改正を行い、1回当たりの助成額を900円、交付枚数を1人20枚までとし、施術担当者の指定要件についても変更しました。2目国保ヘルスアップ事業費は、国保連合会によるAIを活用した特定健診受診率向上共同事業に係る手数料や糖尿病重症化予防の訪問指導を行う会計年度任用職員2名分の報酬などが主なものであり、3目医療費適正化事業費は、医療費適正化の各種通知に係る郵便料が主なものであります。

次に、9ページにお戻りください。歳入予算の主なものについて御説明いたします。

第1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税は、年間見込額をそれぞれ計上しました。10ページになります。第4款国庫支出金1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の手続の電子化に伴うシステム改修に係る補助金であります。11ページにかけての第5款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、県が試算した保険給付見込額の財源として交付される1節普通交付金と、説明欄に記載のと通りの2節特別交付金であります。

第7款繰入金1項1目一般会計繰入金は、対前年度244万3千円の増であり、保険基盤安定分が、合計で1,929万8千円の増、職員給与費等分が341万9千円の増、出産育児一時金分が56万円の減、財政安定化支援事業分が312万2千円の減、その他一般会計繰入金分が1,659万2千円の減となっています。

以上で事業勘定を終わり、次に、28ページをお開きください。

直営診療施設勘定について御説明申し上げます。

大川診療所は、現在週5日の診療を、2つの医療法人の協力を得て実施しているところであり、利用者につきましては1日平均で平成29年度が7.0人、平成30年度が6.5人、令和元年度が2月末現在で6.1人となっております。

それでは、歳出予算から御説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費は、看護師の person 費や診療所の維持管理に必要な10節の需用費、12節の委託料が主なものであります。29ページになります。第2款医業費1項1目医療用機械器具費は、医療用機械器具の修繕料であります。3目医薬品衛生材料費は、診療用医薬品等の購入費を月75万円と見込み計上し、4目検査等業務費12節委託料は、週5日の半日診療に係る診療業務委託料を1日3千円を基準に計上しました。30ページになります。第5款公債費1項1目元金及び2目利子は、大川診療所改築事業に係る市債償還元金及び利子になります。なお、最終の償還は令和5年度となっております。

次に、25ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。第1款診療収入2項外来収入は、令和元年度の診療収入実績見込みを考慮し、計上しました。なお、対前年度176万4千円の減は、患者数の減が主な要因であり、後期高齢者医療保険診療報酬収入が大きな減となっております。26ページになります。第6款繰入金1項1目国民健康保険診療所基金繰入金は、待合室エアコン設置に係る繰入れであり、3項1目一般会計繰入金は、財源不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願いいたします。

濱崎國治委員長

健康増進課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山田勝委員

直営診療所のことについて質問していいですか。直営診療所の説明をずっと聞いていますとね、29ページの検査等業務費の中で、委託料、医師の診療業務ということで、3千円掛ける1週間に5回という話ですよ。この医師としては非常な協力をしてあるのにもかかわらず、この全体の中とのね、経費の節減の努力というのはどういう努力をしてるの。赤字だから言うんです。診療報酬が上がらないから言うんですよ。委員長、説明をもっとわかりやすく言きましょう。

一番の原因はね、診療する、例えば患者が来ないから収入が上がらないことなんですが、患者が、大川地区に人がいないわけじゃないよね。そういう中でそこに、病院にかかる人がいないのはどういう理由かなあとってお尋ねするんですが、考えたことがありますか。

児玉健康増進課長

一番最初の質問で、経費の節減ということも言われました。なかなか歳出のほうをこれ以上削る部分は厳しいのかなあとおっしゃいます。あと、患者がなかなか増えないということでもありますけれども、要因としてはやはり市街地のほうの病院に行かれる方が多いのかなあと。あと、高齢の方がだんだん、後期高齢者の方が特に患者が多かったわけですけども、その方々がだんだん減ってきているという現状があるかと思えます。

山田勝委員

後期高齢の方々がおるのはわかりますよ。医師が、例えば市街地のほうがいから行かれるんだらうけれどもね、でも現実には1日6人くらいしかいないという状況の中でですよ、やはり診療所とあるいは医師と地区民との信頼関係の問題じゃないんですか。例えば医師が交代に来るとか、あるいは2つの病院が阿久根の病院と川内市の病院と交代で来るとかという状況の中でですね、患者っていうのは次のステップを考えるんですよ。病院に行きました、次具合が悪くなったらどこに行くの、どうするのの世界じゃないですか。だからね、もうちょっとこの付近をよく考えないと、医師がどんなに3千円で協力したとしてもね、うまく転ばないなあとという気がするんですよ。

濱崎國治委員長

もうちょっと具体的に。

山田勝委員

例えばですね、2つの病院を1つの病院にするとか。そうすると例えば、その病院から次につなげる、でしょう。今日は市外の先生、今日は市内の先生。でもどうしても行かないかんのはそこに来るけど。現実に、例えばここの病院に行って、次はどここの病院に、ちょっと年をとって、あるいは検査せないかんときはどこに行くという一つのあれがないとね、なかなか難しいという気がするのさ。こういう話をするんですけどね。医師としては相当協力してますよね。すごい赤字。大体、一般会計から繰り入れるのは幾らですかね、今年。600万。

児玉健康増進課長

先ほど説明しましたとおり、予算書は26ページになりますけど、622万余りということになります。

山田勝委員

非常に難しい難しいことなんだけど、非常に難しいことなんだよね。だから何年前、私は畳んだほうがいいんじゃないのと厳しい話をしてきましたけど、そういう中で、市の協力を得て、維持しているんだけど、でもあまりにも人数が少なくなったらね、そちらのほうの心配もあるんじゃないですか。だから今後の問題として、やはり、もうちょっと大きな目で、遠い目で検討せないかんのじゃないですかという時期にきているという気がします。以上です。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

質疑なしと認め、議案第31号について審査を一時中止いたします。

○議案第34号 令和2年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

濱崎國治委員長

次に、議案第34号を議題として審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

議案第34号について御説明申し上げます。

予算書の95ページからになりますけれども、はじめに、後期高齢者医療制度では、被保険者の方々の医療給付費の動向を踏まえ、2年ごとに保険料率を見直しております。今回はその改定に当たりまして、令和2年度、3年度における保険料率は、均等割額については現行5万500円を5万5,100円に、所得割率については現行9.57%を10.38%にそれぞれ改定されたところでありまして。また、年間負担限度額も62万円から64万円に改正されております。

次に、後期高齢者医療へ新規に加入する被保険者は、令和元年度が約260人、2年度も同じ約260人を見込んでいます。また、被保険者数は、年度平均では平成30年度が4,857人、令和2年2月1日時点で4,818人であり、令和2年度は4,800人程度と見込んでおります。

それでは、103ページ、歳出予算から御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費は、後期高齢者医療に係る事務経費であり、被保険者証の更新の際の郵便料に係る11節役務費が主なものであります。2項1目徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る経費であり、納付書及び各種通知用の郵便料に係る11節役務費が主なものであります。

104ページになります。第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者の保険料と、低所得者に対する保険料軽減措置分の保険基盤安定分担金が主なものであります。

次に、101ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。

第1款保険料1項1目後期高齢者医療保険料は、それぞれの徴収区分に応じ、見込額を計上いたしました。第3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減措置分として繰り入れるものであり、保険料軽減措置分の負担割合は、県が4分の3、市が4分の1となっております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

濱崎國治委員長

健康増進課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山田勝委員

国民健康保険税と後期高齢者の税金と比較したときに、安かっか、高かっか、みんなふとひこか。

濱崎國治委員長

今のは。

山田勝委員

国民健康保険税とですね、後期高齢者の保険料と比較したときに、同じ条件の人がですよ、75になったからって所得が増えるわけでもない、減るわけでもないんだが、高いのか安いのかって聞くんですよ。単純な質問でございます。

垂税務課長

今、単純に計算しますと、国民健康保険のほうが高いです。

山田勝委員

具体的にどれくらい、何%とか分かってますか。

新町税務課長補佐

お答えいたします。同じ条件でお答えいたします。まず、国民健康保険税についてですけれども、均等割り、平等割、それぞれ医療分、支援分、介護分ありますので、何も上限がなければ7万700円。後期高齢者の保険料につきましては、均等割り、所得割は除きますけれども、5万500円とした場合に、大体2万200円ほど国民健康保険税が高いという形になってます。

山田勝委員

本当、単純な質問で申し訳ないですが、例えば、御主人は75歳で後期高齢者です。妻は5歳若くて、後期高齢者にならないんですが、そういうときの場合はどうなるんですか。

垂税務課長

今の山田委員のことで言いますと、後期高齢の医療の制度は、75になったら必ず後期高齢に入るしかないし、国保に残ってる方は国保なので、奥さんのほうは安くて、旦那さんのほうは後期高齢の保険料ということになりますので、安いということになります。

山田勝委員

それでは、それぞれ個人だということですか。それは治療を受けたときの医療費の話ですか、それとも保険料の話ですか。

垂税務課長

それぞれ別の保険に加入されてますので、個人ということでは考えることになります。ただ、国保の場合は、ほかに国保に加入されている世帯員がいらっしゃれば、国保の保険税は、保険証の負担をする、保険税を負担する方は世帯主となっておりますので、国保に関しては世帯主に課税が全部行きますけれども、当然、世帯員がたくさんいらっしゃれば、世帯員割とかが掛かってきますし、ただ後期高齢の場合は1人1人加入されますので、1人1人の保険料を1人1人が負担していくということになります。

山田勝委員

申しわけないですね、物分かりが悪くて。国民健康保険税の場合は、主人が75になって、後期高齢者の保険料になりますね。ところが奥さんは70で5歳の差がありました。それは後期高齢者ではないんですが、この人の保険料はどうなるんですか。

垂税務課長

金額はその方々の所得とかによって変わりますけれども、納税するのは、旦那さんは後期高齢者医療保険料を納入するということになりますね。奥さんは、国民健康保険税を納税するということになります、別々になります。当然保険証も別々の保険証を交付されるということになります。

山田勝委員

それは分かりますよ。分かりますけどね、例えば今は保険証はね、保険税の納付書はですね、別々じゃなくて、国民健康保険で一括してくるじゃないですか。それを今後は別々な保険証としてくるというわけですか。

垂税務課長

保険証は別々ですけれども、先ほど国民健康保険の世帯のことを申し上げましたけれども、国民健康保険税は世帯主に行きますので、旦那様が世帯主であればですね、旦那様がもし後期高齢に入っていられれば、自分の後期高齢の保険料の請求書も来ますけれども、奥さんの分の国民健康保険税としての世帯主としての課税も旦那さんの名義で行きます。ただ、その保険税は誰の分かというと、国保に入ってる奥さんの分を計算して、旦那さんに請求が行くという形です。

山田勝委員

やっと分かりました。これが分からないと、なひけおいには二つとも来つとよという話が発生しますよね。その辺はね、今までもそういうことがあったと思うんですが、今までもそういうことがありましたか、それともそういう説明をして、市民の皆さんに納得していただ

いてきたんですか。

垂税務課長

今までもですね、これは制度がこうなったときからこのままですので、たまにはやはり奥さんの分なんだが、何で自分に来るんだとか。あるいは息子さんの分、娘さんの分、世帯の分を自分にやるのはという話をされる方もたまにはいらっしやいますけれど、ちゃんと説明をして、これはその人がどうこうということで変えられることではありませんので、納付書はこういう形で発行させていただきますと、内訳は世帯員の誰々の方の分ですということで、丁寧に説明をさせていただいております。

山田勝委員

たまに分からないうちの一人でした。申し訳ありませんでした。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶものあり]

質疑なしと認め、議案第34号について審査を一時中止いたします。

(健康増進課・税務課退室、介護長寿課入室)

○議案第30号 令和2年度阿久根市一般会計予算

濱崎國治委員長

次に、議案第30号を議題とし、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案第30号について、介護長寿課の所管する事項について御説明申し上げます。

はじめに、歳出予算から御説明いたします。予算書の64ページをお開きください。

第3款民生費1項3目老人福祉費は、主に高齢者の自立支援や社会参加を促進するための事業に係る経費を計上したものです。1節報酬から4節共済費は、要援護者支援相談員1名分の人件費であり、7節報償費は、1人暮らしの高齢者等の見守りや在宅福祉サービスの情報提供等を行ってもらう在宅高齢者福祉アドバイザーへの活動謝金や、養護老人ホームへの入所措置の判定委員会委員への謝金を計上いたしました。また、長寿祝金につきましては、支給対象者の範囲の変更について条例の一部改正を議決していただいたところですが、令和2年度から101歳以上の方への支給を廃止し、対象者としては、80歳、88歳、100歳到達者の合計532人を見込んでおります。65ページに入り、12節委託料については、元気度アップ推進事業など、説明欄に記載の5件分であります。なお、「食」の自立支援事業につきましては、令和元年度にプロポーザル選定委員会を設置し、事業者の選定並びに今後の実施方法について審議いただいたところでもあります。その結果、調理器具等の衛生面、安全面の確保の問題や昨今の働き方改革の取組と厳しさを増す人手不足へ対応することから、これまで元旦を除く364日間、毎日配食を行ってきたところを、令和2年度からは日曜日と8月のお盆時期、そして年末・年始の期間については配食を休止することとしたところです。また、事業の安定的な継続を目的に、受託事業者における人員確保のための必要経費を合わせて、計上させていただきました。18節負担金、補助及び交付金は、説明欄に記載のとおり、老人クラブやはり・きゅう施術料に対する補助金であります。なお、高齢者はり・きゅう施術料の補助金につきましては、先に議決していただいた条例の一部改正の内容に基づき、1回当たりの助成額を引き上げたことによる利用枚数の増加を見込み、計上いたしました。また、平成30年度から運行を開始している高齢者等福祉タクシー利用助成事業については、本年4月から運行区域を市内全域に拡大して事業を実施することとしております。運行地域を市内全域に拡大することで、申請者総数を昨年当初予算より約280人増の750人、利用券発行枚数を3万2,400枚、利用率を50%と見込み、予算計上したところです。19節扶助費の老人保護措置

費につきましては、養護老人ホーム入所者の措置費であり、63名を見込んでおります。27節繰出金は、介護保険特別会計の事業勘定及び介護サービス事業勘定への繰出金であり、同会計の予算増大に伴い、前年度当初予算と比較して1,570万6千円の増額となりました。

66ページに入りまして、中程になります。6目地域福祉対策費19節扶助費の在宅寝たきり者介護手当は、過去の支給実績を勘案し85件分を予算計上いたしました。

80ページをお願いいたします。下の方になります。第5款労働費2項1目労働諸費は、高齢者労働能力活用事業として、阿久根市シルバー人材センターに対する事業運営補助金を引き続き計上いたしました。

次に、歳入について御説明いたします。

18ページにお戻りください。第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち、介護長寿課所管分は、老人保護措置費であり、養護老人ホームへの措置人員63名分の本人と扶養義務者の一部負担金であります。

23ページに移り、第14款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金のうち、1節社会福祉費補助金の共助の基盤づくり事業は、国からの定額補助であります。

25ページに移り、第15款県支出金2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち、介護長寿課所管分は、上から3行目の老人クラブ及び老人クラブ連合会の育成に関する県補助、さらに3行下の子育て支援もポイントアップ！元気度アップ推進事業費は、地域商品券の購入等に対する県補助金を見込み計上いたしました。

34ページに移り、第19款諸収入5項4目雑入のうち、介護長寿課所管分は、34ページ、説明欄の上から13行目、後期高齢者医療広域連合長寿・健康推進事業調整交付金は、後期高齢者人間ドック助成事業及びはり・きゅう施術料助成事業に係る調整交付金であります。

35ページに入り、第21款市債1項2目民生債2節老人福祉債の「食」の自立支援事業債は、高齢者の訪問給食サービスのうち、調理関係費用について過疎債を活用しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくをお願いいたします。

濱崎國治委員長

介護長寿課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

65ページ、2款1項3目12節、食の自立支援事業ですけれども、新年度から日曜、盆の期間ですか、お休みされるということは、これは受託業者から何かそういう要請、お願いがあったんでしょうか。

中野介護長寿課長

お答えいたします。先ほど御説明いたしました、令和元年度に食の自立支援事業につきましては、いわゆる事業法と、それから事業者の選択についてはプロポーザルの選定委員会の中で検討させていただいたところです。その中で、現事業者の要望というような形で、運営状況で、どういったところが課題なのか、事業を継続していくときにどういったものが課題なのかというようなところの聞き取りも行ったところなんです。その中で一番危惧されるというところは、やはり安全面、衛生面の確保の問題があったということでございます。具体的には、364日毎日調理、配食を行っていく中で、消毒関係が十分に出来てだろうか、というような不安があったところです。消毒で、アルコール等の消毒を行うことは可能なんです。364日毎日やりますと、乾燥まではなかなか行き届かないという現実がございました。ですので、今一番危惧されてるところで、やはり食の安全、衛生確保を行うということで、日曜日を定期的にお休みにして、衛生面を確立させていくところを第一に考えたところでございます。加えまして、やはり人手不足がある中で、事業者の負担として、日曜日もなく、事業を稼働させるというときには、従業員にかなりの負担があつて、人員確保がなかなか出来ないというようなことでしたので、プロポーザル選定委員会の中で、そのような検

討をさせていただいて、日曜日、それからお盆、正月の期間にお休みをさせてもらうという結論に至ったところでございます。以上です。

白石純一委員

他の自治体でも同じような事業があるかと思うんですが、日曜日、盆、正月休みのところは多いんでしょうか。

中野介護長寿課長

現在把握してます県内の、鹿児島県内の自治体の中で、日曜日を行っていない自治体においては、一部地域を除いて、日曜日も行っていない自治体という、自治体の中でも日曜日やってるところ、やってないところもあるんですけども、やってない自治体、日曜日を行っていない自治体としてカウントできるのは、8自治体が日曜日を今、行っていないというふうに把握しております。

白石純一委員

事業をやってる何自治体のうちの8自治体になりますか。

中野介護長寿課長

19市を今、把握をしているところでございます。

白石純一委員

まだ、半分以下の市が日曜日はやっていないということですが、当然高齢者の方も日曜日だからといって御飯を食べないわけでもないもので、もしですね、私は日曜日も何らか工夫して、やっていただくべきだと思うんですが、もし日曜日、どうしてもやれないのであれば、例えば前日に、レトルトだとか、もちろん痛まないようなものを前日にお届けして、日曜日の分とするというような工夫は考えられないのでしょうか。

中野介護長寿課長

今回、日曜日をお休みさせていただくというようなことで、市内のお弁当を配達していただける事業者へもお声かけをさせていただいて、日曜日に配食が可能であればやってくださいという依頼をかけて、加えて利用者の方に事業の内容の変更のチラシを配ったところなんですけれども、その方たちには、配達が可能な事業所についての掲載をさせていただいて、日曜日が配食が可能なお店の周知を図ったところです。それからもう1点、ケアマネの方たちが、支援が必要な方たちには、ケアマネの方たちもついていらっしゃるわけなんですけれども、そちらのほうにも御説明をさせていただいて、例えば日曜日にどうしても調達が困難であるというようなときには、ヘルパーさんの曜日等をですね、少し変更していただけたらとか、そういった現実的なところの対応を行っていただいたところでございます。今回、話が戻りますけれども、プロポーザルの選定委員会の中で、こういったプロポーザルをやってくださいと募集をかけて、私どものほうで17事業者のほうに声かけをさせていただいたところです。その中で、来年度については、日曜日等について、お休みをさせていただきという条件の中で、この事業者の応募をしてくださいということでしたけれども、現実的には、今やってらっしゃる2事業者からしか応募がなかったというような現実がありまして、日曜日にその市内の事業者が対応できれば良かったんですけども、なかなかその実態にないというところが現実でございました。以上です。

濱崎國治委員長

午前中の審議をこの程度として、休憩に入ります。

午後は1時から開会します。

(休憩 12:01～13:00)

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

議事を継続いたします。

濱門明典委員

80ページ、5款2項1目18節ですね。シルバー人材センターのことについてちょっと聞きたいんですが、今、29年度ぐらいからの会員数というのを教えていただけないでしょうか。

中野介護長寿課長

お答えいたします。平成29年の3月末が170人です。平成30年の3月末が164人、平成31年の3月末が170人でございます。

濱門明典委員

このシルバー人材センター阿久根の場合は非常に、私も以前籍を置いとったんですが、非常に人気が悪くてですね、仕事の発注者にしても非常に人気が悪いと言いますか、部分的な、この会員と区別されたような仕事の割り振りをしてたりですね、いろいろなことがあったんですよ。それによって会員が激減した時もあるし、今、171名ということで増えてはいるんですが、実際、川内とか出水なんかのあれ聞きますと非常にシルバー人材センターの役目というのが、大きな役をしとって、公共の3割とか、2割とか、それくらいのもので公共事業、市の事業ですね。それなんかにかかわってということもあったりしてですね。一つは阿久根の場合は所長というのが長いですよ。定年が約款で見ると60歳、延長で65歳までなんですけれども、現在、65歳を超えても所長をやっている状態で、この決まりというのは65以上になった場合は理事長の理事が承認すれば続けていいというようなことになってみたいですが、そこらの改善というのは考えてらっしゃらないんですかね。

中野介護長寿課長

人数については、平成31年3月は170名ですのでよろしく申し上げます。それから、今お尋ねの事務局長の定年の延長というようなことですが、先の第3回定例市議会でも御質問があったというふうに記憶しておりますが、シルバー人材センターにおいては職員の定年に関する規定が設けられておまして、60歳で定年を迎えた職員はその後65歳まで再雇用という就労ができて、その後、65歳以上は理事長が特に必要と認めた場合に限り雇用できるとの運用がなされていると承知しているところです。この規定に基づいて理事長が職員の任命についての議案を毎年理事会に提案され、承認をされているというふうに承知しているところです。そしてまた、理事会での役員理事としての総会での承認もなされているというふうに考えているところですが、シルバー人材センターについては独立した団体ということですので、その運営の件については市のほうから、補助金については市のほうでも関与できるんですけど、そちらのほうの運営についてはシルバー人材センターの運営がなされるというふうに理解しているところです。以上です。

濱門明典委員

シルバー人材センターという、その所長が権限を持っているような状態なんですよ。所長の言うことにみんな。

濱崎國治委員長

濱門委員、的を絞って質問してください。

濱門明典委員

その権限というのが、その所長が全てを握っているような状況なんですよ。前、私がそこにいるときにもですね、理事が新しいのが入ってきて、その内容に入っていけば理事を交代してくれ、所長が入り口するような状態で、非常に。それで会員同士でありながら選挙をして。

濱崎國治委員長

濱門委員、予算に絞って質問してください。

濱門明典委員

まあ、そういう状態なものですから、この定年というのがありながら再雇用でまた65歳までと、また後は理事の承認によって続けられるというところが少しですね、市のほうでできないというんであったらどういうふうにすればいいのか。阿久根の、実際に発注者も困ってい

るんですよ。あるところは毎年いると。頼んでも阿久根に、発注者の人が阿久根は来れないからということで、出水から頼んでいるような状況というのがありますので、そこらのところを、あれというのは市のほうでできないのか、そこらをちょっと教えてください。

濱崎國治委員長

答えられる範囲でいいです。

中野介護長寿課長

お答えいたします。シルバー人材センターの事務局長の件だと思いますけれども、事務局長の任免権はあくまでもシルバー人材センターの理事長にあるものと考えます。事務局長が再任されている理由は、円滑な業務運営のために必要との理事長判断があるものと考えるところですけれども、今のような御意見があられたことは、私のほうからでも理事会の中でも御報告をさせていただきたいというふうに考えます。

濱門明典委員

ぜひですね、そこらの注意喚起ができればですね、もう理事長も辞める辞めると何回も言ってるんですよ。そう言いながら。

濱崎國治委員長

濱門委員、予算について質問してください。

濱門明典委員

ひとつよろしく願いしときます。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

中面幸人委員

予算書の65ページ、3款1項3目18節の高齢者等福祉タクシー利用助成事業についてお問い合わせいたしますが、この件については、今月の広報等で周知がなされるものと思いますけれども、若干教えていただきたいと思います。まず、乗り合いタクシーが運行されていない地域について今まではだったと思うんですが、それを乗り合いタクシーも使われるという地区も含めて、全集落対象ということでございますけれども、今までやっている乗り合いタクシーはそのまま続行という形で考えてよろしいですか。

中野介護長寿課長

今回、全区域に福祉タクシーを広げることで乗り合いタクシーとは重なる部分がありますがけれども、乗り合いタクシーは現制度のまま続行という形をとりたいと思います。

中面幸人委員

それとあと、例えば乗り合いタクシーを今まで使っているところもいらっしゃるし、今度、この福祉タクシーを使われる方もいらっしゃると思うんですが、ダブって使えるとか、その辺あたりをもう少し詳しく説明できますか。乗り合いタクシーを使っている人は使えないとか。どうなります。乗り合いタクシーを申請しとつてもこの券がもらえるのか、もらえないのか。その辺がちょっとわからない。

中野介護長寿課長

福祉タクシーの部分については年間48枚、1枚300円の補助金を対象者には今後から市内全域の対象者の方にお配りをしようというふうに考えているところでございます。乗り合いタクシーの部分については、タクシー券とか何とかはございまして、時間の運行によってそのときにタクシーを手配されてそこにお乗りいただくということで、全く利用の制度的には重ならないというところでございます。

中面幸人委員

いわば、福祉タクシーの対象者、年間48枚の券を申請しますよね。それを持ってる方が、また別に申請されてその券を持ってる方が乗り合いタクシーも利用できるんですか。

中野介護長寿課長

2つのタクシーを利用できます。

濱崎國治委員長

ほかにありませんか。

濱田洋一委員

65ページの3款1項3目12節の、先ほど午前中ほかの委員からありました食の自立支援事業についてお尋ねをいたします。令和2年度よりプロポーザル方式での選定をされて、これまで364日稼働していた給食事業を、日曜日、盆、年末年始は休みにされるということですが、今年度について、1日当たりの配食数、または年間の配食見込みですね、これを教えていただきたいと思います。

中野介護長寿課長

来年度の予算規模でよろしいですか。実績がよろしいですか。

濱田洋一委員

今年度の見込みになるかと思うんですが、実績を教えてください。

中野介護長寿課長

本年度の見込みについては約4万9千食、それから来年度、日曜日等が休みになることで、予算上は4万2,100食を予定しているところです。

濱田洋一委員

午前中の説明の中で、利用者の方々にチラシを配付して御理解をいただいたというようなお話をいただきましたが、やはり、日曜、年末年始、お盆というときも給食を取られる方は必要な方がいらっしゃるというふうに思うんですが、また、続けてといいますか、引き続き理解をしていただくよう努力をされるような方向でよろしいんですかね。

中野介護長寿課長

チラシを配付いたしました後もですね、数件、私どものほうに日曜日についての配食はなくなるのかという問い合わせもあったところですが、その部分につきましては、午前中に述べました事業背景等を述べながら御理解いただいているところです。ただ、日曜日どうしてもいうときには、やはりヘルパー利用等の関係、それから各事業所、チラシに配付したのは4件の事業者ですけれども、あるいは自分のお近くの配達事業者等々についてですね、御連絡をいただいておりますというふうに考えているところです。この件については今後も周知のお願いをしていきたいというふうに考えているところです。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

木下孝行委員

同じく食の自立支援事業で、午前中の中でも答弁があったんですけれども、17業者に申請のお願いをして、応募は2社しかなかったということだったんですけど、一昨日、私の義理の母が給食の制度を利用しているんですけれども、佐潟地区なんですけれども、事業者がもうやめるということを伝えてきたということなんですけど、その事業者がやめても2業者いるということなんです。今現在、2業者だったと思うんですけれども。1社がやめてもまだ2業者いるという、別にまたあったのか、お願いします。

中野介護長寿課長

現在、2事業者が配食をお願いしているところですが、令和2年度からは1事業者になるということですのでございます。最初の結論では、プロポーザル選定委員会では現状を維持するというような形で2事業者をお願いをしたところですが、1事業者から来年度は辞退をしたいという回答がございましたので、これまで残りの1事業者について事業拡大と継続をお願いをしてきて、今やっと来年度のめどがついたというようなところでございます。よって、令和2年度は1事業者で運営をしていくということですのでございます。

木下孝行委員

来年度は1事業者をお願いしてやっていくということで決まったみたいですが、今回辞退した1事業者というのは、辞退した理由というのはここで述べられますか。

中野介護長寿課長

プロポーザル選定委員会の中で、評価は2事業者とも優良事業者というふうに認めて、その中で交渉を行ってきたところですが、辞退をされた1事業者については、いわゆる配食数の増を望まれてたというところがございます。その配食数の増がかなわなかったということが辞退の理由だというふうに認識しております。

木下孝行委員

理由はよく分かりましたけれども、今後、1社でやっていくということで、昔は1社で多分やってたんだろうと思いますけれども、また1社に戻るということで。今後の十分な対応はですね、その事業者がしっかりとやっていただくように、その事業者には重ねてお願いをしてもらうということとですね、できれば日曜日、正月、盆を休みにするということがよく理解できるんですけども、それ以上配給する日数が増えるということは、どうしても一部の人にとっては大変な状況になると。なかなか家族の支援もない方も一部おられると思うんで、できる限り休日は今の最小限で抑えていくということも事業者の皆さんにはお願いをしてほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

まず、61ページのね、61ページの3款1項2目、これは違えますかね。2目は介護長寿課ではないんですかね。なかったら次に行きます、ごめんなさい。福祉ホーム利用、これは介護長寿課ではないですね。

先ほどから論議のあります食の自立支援事業について、1業者がやめられたということについては、理由がわかりました、今まで分かってなかったです。例えばですね、課長、私は市内のある介護事業をされていらっしゃる方に、土日休まないのという話をしたらですね、何を言うんですか、土曜日も日曜日も介護は必要じゃないですかということで、その方は土曜日も日曜日もやられていますよ。だから、今回、食の自立支援事業についてもですね、働き方改革のほうから見れば、なるほどそうだけど、利用する側からすればですね、土曜、日曜日は食わじんおけという意味かいという理屈も成り立つわけで。でも、あなた方がもう1つの業者に、大きなほうの業者だと思いますけどね、一つの業者に決められて、その方が日曜日は休み、年末年始休み、盆休みというそれで了解をさせていただいたとしてですよ。それはそれでいいですよ。日曜日、あるいは年末年始、私もあなた方と話をしましたよ。あなた方と話をしました、これは現実的な話ですね。それはそれでいいですよということで、できるだけのお手伝いをしましょうということだったんだけど、ただ、どうしても納得できないのがですね、配達については、今まではあなた方が配達料については役所のほうから対応しとったわけじゃないですか。その配達についても利用者に支払ってくださいというのはいかなもんかと思うんですが、それはもう全てを見放してしまうような話ですけどね。私は逆に見回り、あるいは確認の意味でも配達する費用については持ってほしいと思うんですけどね。あなた方が。

中野介護長寿課長

話が少し返りますけれども、プロポーザル選定委員会の中の募集のあり方について、これまでは調理、配食見回り、一体型の事業形態だったんですけども、プロポーザル選定委員会では多くの事業者の参入を求めるということで、調理と配達見回りは別でもいいですよというふうに今度は募集要項をつくったところでした。調理だけは調理、それから配達は配達だけしてもらって業者も手を挙げてくださいうようにプロポーザル選定委員会の中で要項を作りまして、その中で募集を行ったということなんですけれども、配食の部分については、シルバー人材センターさんだけが配食を希望されたところだったんですけども、残りの2社の部分については一体型でというような事業形態で応募をされたということで、事業としては一体型の事業者だけが採用されたということとでございます。今、委員の質問の形態とは

別段、少し回答が違ったかもしれませんが、今度は日曜日の部分について、配達料をどうにかできないかというような部分もあるかと思えますけれども、その部分について、今後の事業展開の中でどのようにしていけばこの食の自立支援事業を続けられていくかというようなことは、また改めて見直しが必要なのかなというふうに考えているところです。

山田勝委員

改めて見直しをするというけどね、4月1日から新しい制度で始めるんですよね、4月1日から。4月1日以降については日曜日はないですよ。だから、私は例えば、そのほかですね、4月1日以降、あなた方が、失礼だけ見捨てた部分について、あなた方が見捨てた部分について、せめて配達料は私たちのほうで何とかしますが、作っていただけませんかというのがね、優しい介護長寿課ですよ。そうでないと4月1日は見捨てました、あとは弁当も配達料もあなた方が見てください、これはね、あまりにもひどい。

中野介護長寿課長

確かに言われることは理解するわけですが、このプロポーザル選定委員会、実は平成31年度の当初から立ち上げて、この部分の議論を重ねてきたところでした。その中で今申しあげました募集事業の形態を決めて、それから受託事業者の選定も行ってきたという状況がありました。日曜日等の部分につきましては、どうしてもこの事業の継続という点からはそのことが望ましいということで了解を得たわけですが、じゃあ日曜日はどうするかというような議論については、また地域での互助活動、それから既存の制度の中で何かの対応をしていかなければならないということでもございましたけれども、そこまで十分なものには至らなかったというところが御質問の趣旨だと思いますけれども、今後については、今の制度は議論を重ねてきたその延長上にあるというようなことでもございまして、今後の日曜日のそのフォローのあり方については、事業の形態の中で検討すべきかなというふうに考えているところです。

山田勝委員

あのね、あなたのいう理屈、あなたたちは今失敗したんですよね。日曜日のどうするかということをしていろいろやってきたけど失敗したから日曜日が空白ができた、でしょう。失敗した分については全然責任も感じないで、それはそれで今後の問題です。4月1日、違った制度で土曜、日曜日は切り捨てる。それはね、あまりにもひどい。失礼しました、日曜日は切り捨てる。これはね、私はその他についてはせめて配達料については私たちが見ますよ、何らかの形で、あとはこうこうしますよ。別に今までの出費の負担が増えるわけでもないじゃないですか。ただ、あなた方が気持ちを、心を切り替えればいいだけの話で。こんなのは冷たすぎる。

中野介護長寿課長

見捨てたとか、切り捨てたという話ではなくて、私どもがこの事業を検討を進めたときに、この事業をどのようにして継続していくかというところに重点を置いて、この1年間、プロポーザル選定委員会の中でも検討をしてきたところでもございます。他市等の状況等も踏まえて、今後どのような事業展開がなされればこの事業が継続できるかというところで検討を行ってきました。日曜日等について、確かに事業規模が縮小になるんですけれども、その部分について、他市においてもそのような状況が見られることから、この形態がうちが今とれる最良の部分ではないかというふうに考えて、日曜日の中止を決定したというところでもございます。

山田勝委員

あんたがね、どんなに言おうと日曜日は配達料も何も出さない、切り捨てたということと同じなんです。あなたがどんなに言おうともね、そんなのは理屈にもならない。冷たい福祉をやってるんですよ、しょせん。自分のことにしてないから。自分のことにせんか、自分の。親がそうだったら、自分の兄弟がそうだったらどうなるんですか。

濱崎國治委員長

山田委員、冷静に。

山田勝委員

私はそう思うんですよ。

中野介護長寿課長

先ほどチラシにも配付いたしました事業者等も紹介をさせていただきました。その中でも、お弁当の価格等と配達も含めての価格等については、事業者と御相談をしてくださいますというふうな形で現在のところはお願いをしているところでございます。

山田勝委員

私が言うのはね、配達の部分は見守りも含めてあなた方が責任を持ってすべきではないんですか。せめて弁当はね、その方々がこういう事情ですから弁当を私たちは頼みますよ。でも、配達は私たちが面倒見っでその報告をさせていただきますのでって言うぐらいが最低のルールだよ。何でこんな冷たいことをやるの。

中野介護長寿課長

この食の自立支援事業の中で、今、調理の部分については一般会計、配食の部分は特別会計のほうで持ってるわけなんですけれども、この事業が2つの特別会計にわたっても1つの一体的な事業として運営しているところでございまして、いわゆる見守り配食だけを今のところ切り離してというような制度運営が今、想定されていないところでございまして、今後についてはその辺を検討しなければいけないのかというふうに考えているところです。

山田勝委員

これはね、私がどんなにね、課長はする気もない、検討する気もないから市長と語ります。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認め、介護長寿課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(税務課入室)

○議案第33号 令和2年度阿久根市介護保険特別会計予算

濱崎國治委員長

次に、議案第33号を議題とし、審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案第33号 令和2年度阿久根市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

はじめに、本市の介護保険制度をとりまく状況等について御報告いたします。

介護保険第1号被保険者数は、令和元年12月末現在8,098人で、前年同月と比べ5人の減認定者数は、1,709人で前年同月と比べ111人の増となっております。要介護認定率は、21.1%となっており、前年度の19.7%と比べ、1.4ポイント上昇している状況にあります。給付費は、平成31年度の27億4,560万9千円と比べ、本年度は1億4,143万3千円増額、5.15%の伸びとなっており、主に要介護認定者に対する介護サービス等諸費が増加してきているところです。これは、要介護認定者数の増加に伴い、訪問介護や通所リハビリテーションの利用が増加していること、また、介護医療院の開設や消費税率の引上げの影響が増額となった主な要因と考えられます。本市の高齢者数は、しばらくは横ばい状態が続くことが予測されておりますが、中でも後期高齢者の占める割合が増加する状況にあり、介護サービス給付費等の総額は、今後も徐々に上昇するものと考えられます。

それでは、予算書の66ページを御覧ください。

はじめに、事業勘定の歳出から主なものについて御説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費は、職員の人件費や介護保険専門指導員の報酬などが主なものであり、12節委託料においては令和3年度を計画開始期間とする阿久根市第8期高齢者保健福祉計画策定業

務の委託料を計上いたしました。

68ページになります。第2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、介護認定を受けた被保険者に対する介護サービス給付費であり、昨年度当初と比較して1億4,120万円増、5.7%の伸びであります。69ページの2項介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けた被保険者に対する介護予防サービス給付費であり、71ページに移り、4項高額介護サービス等費は、負担上限額を超えた分に係る給付費、5項高額医療合算介護サービス等費は、医療保険と1年間の負担額の合算により負担上限額を超えた分に係る給付費、72ページに入り、7項特定入所者介護サービス等費は、居住費や食費の負担が過重にならないよう低所得者の負担軽減を図る経費であり、令和元年度の決算見込額などを考慮し、それぞれ計上いたしました。

第5款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業における通所介護、訪問介護事業に関する費用について令和元年度の決算見込額などを考慮して計上し、2目介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センター専門指導員の報酬が主なものであります。73ページの2項1目一般介護予防事業費は、74ページの12節委託料に記載のあるとおり、65歳以上で虚弱な状態にある方々を対象とした運動器の機能向上や栄養改善教室等で支援を行う介護予防複合プログラム業務、高齢者の健康づくりや社会参加を促進しポイントを付与する高齢者元気度アップ・ポイント事業及び地域のころぼん体操教室の支援のためのリハビリテーション専門職の派遣事業に係る委託料が主なものであります。

75ページに入り、3項4目任意事業費は、7節報償費においては、成年後見制度の利用・支援を行う中核機関の整備を含めた成年後見制度利用促進基本計画策定のための委員会謝金を計上し、12節委託料は、高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業や「食」の自立支援事業委託料、さらに18節補助金は、高齢者紙おむつ等支給事業や成年後見人助成の補助金などが主なものであります。このうち、「食」の自立支援事業につきましては、一般会計において御説明いたしましたとおりで、令和2年度から配食日を変更することとし、また、高齢者紙おむつ等支給事業につきましては、国の指針に基づき、現在、要介護1及び要介護2の認定を受けていらっしゃる方については、これまで4万8千円分の購入券を交付しておりましたが、令和2年度からは、これまでの半分にあたる2万4千円分の購入券を交付することとしております。76ページに入り、5目在宅医療・介護連携推進事業費は、医療機関と介護サービス事業者など多職種が連携して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりの推進を図る事業であり、出水市及び長島町と共同して出水郡医師会へ委託するものであります。6目生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーターを設置し、日常生活支援の担い手や地域資源の発掘及び活用を図り、関係機関のネットワーク化などの体制整備を推進するための委託料等を計上いたしました。7目認知症総合支援事業費は、地域包括支援センター専門指導員の報酬のほか、認知症の方のアセスメントや家族支援などを行う認知症初期集中支援チームに係る経費が主なものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

61ページをお願いいたします。第1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者の所得段階別に算出した年間保険料を区分ごとに見込計上したもので、消費税率引上げに伴う保険料軽減措置の実施により前年度より減額して計上したところでございます。第3款国庫支出金から、63ページの第5款県支出金3項2目地域支援事業交付金については、介護給付費に係る負担金や地域支援事業に係る交付金の見込額をそれぞれ計上いたしました。また、63ページの第5款県支出金3項3目高齢者元気度アップ・ポイント事業費補助金は、高齢者元気度アップ・ポイント事業の商品券購入に係る県単独の補助金を見込み計上したものであります。

第7款繰入金1項一般会計繰入金は、介護給付費及び地域支援事業に係る市の負担分のほか、職員給与費等や事務費分に係る一般会計からの繰入金をそれぞれ計上いたしました。64ページに入り、5目低所得者保険料軽減繰入金は、所得段階が第1段階から第3段階までにある被保険者の保険料については、先の消費税率引上げ時から軽減強化が図られているところですが、令和2年度の軽減率については3月末に政令が公布される予定であり、第2回定

例会において条例改正と合わせて予算計上する予定でございます。2項基金繰入金は、介護保険基金から繰り入れて財源充当するものであります。

以上で事業勘定を終わり、次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

82ページをお願いいたします。歳出の主なものについて御説明いたします。

第1款総務費は、地域包括支援センター専門指導員4名分の報酬が主なものであり、第2款介護予防サービス事業費は、介護予防サービス計画作成業務等の委託料が主なものであります。

次に、81ページに戻り、歳入の主なものについて御説明いたします。第1款介護サービス収入1項1目介護予防サービス計画費収入は、介護予防ケアプラン作成に係る収入見込額を、2項1目介護予防ケアマネジメント費収入は、介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメントに係る収入見込み額を計上いたしました。第3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、事務費繰入金として一般会計から繰り入れるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくをお願いいたします。

濱崎國治委員長

介護長寿課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、議案第33号について、審査を一時中止いたします。

(介護長寿課・税務課退室、農政課入室)

議案第30号 令和2年度阿久根市一般会計予算

濱崎國治委員長

次に、議案第30号を議題とし、農政課所管の事項について審査に入ります。

農政課長の説明を求めます。

園田農政課長

それでは、議案第30号中、農政課所管の事項について説明いたします。

はじめに、令和2年度の新規事業について申し上げます。ハード事業におきましては、脇本及び多田地区の排水路やため池、緊急避難道路の整備を行う県営農村地域防災減災事業（阿久根北部地区）、また、大雨などでため池が決壊した際を想定し、地域住民が迅速に避難するためのハザードマップ作成事業、また、飛松地区の排水路等の機能保全と長寿命化対策のための農業水路等長寿命化・防災減災事業（飛松地区）、また、脇本の古里及び新田地区の安定した営農を図るため、水田に暗渠排水を整備するための測量設計業務を実施するための農地耕作条件改善事業（脇本地区）などであります。ソフト事業におきましては、食肉流通センターが牛肉の海外輸出事業を拡大するため、施設の増設と品質向上を図るための設備を導入する強い農業づくり交付金事業、また、新規事業ではございませんが、年度により農業者の申請次第で取扱いがある事業でございますが、市内の生産組合が安定生産を目指して、ハウス施設等を整備するための活動火山周辺地域防災営農対策事業がございます。

次に、それぞれの予算内容について歳出から御説明いたします。

それでは、予算書の82ページをお開きください。

まず、令和2年度の農業振興に係る歳出予算総額は、災害復旧費も含めて約7億1千万円であり、対前年度比は2倍以上となっております。原因としましては、先ほど御説明いたしました食肉流通センターへの整備に対する国の補助金3億3千万円が主なものとなっております。

6款農林水産業費1項2目農業総務費の主なものは、職員13名の人件費であります。そのほか、令和2年度は14節工事請負費で旧青果市場の解体費も計上しております。なお、この財源につきましては、3月中に阿久根中央青果株式会社から解体費相当額の譲渡を受け

ることとなっております。次に、83ページからになりますが、3目農業振興費は大幅な増額になりますが、新規事業で説明しております食肉流通センターへの強い農業づくり交付金や活動火山周辺地域防災営農対策事業が要因であり、全体では18節負担金、補助及び交付金の26件が主なものでございます。そのほとんどは、農業者に対する各種支援事業であり、農業を取り巻く現状は厳しいところではございますが、持続可能な地域農業のため各事業を展開してまいります。また、令和2年度は農政課が産業祭の事務局になっており、予算を計上しておりますが、多くのお客様に御来場いただけるよう関係課と連携し、また、実行委員会で御意見をいただきながら運営に努めてまいります。

次に、85ページからになりますが、4目畜産業費は、その主なものは18節負担金、補助及び交付金の9件と20節貸付金になりますが、畜産業を営む農家への支援事業などに係る予算になります。このうち「食のまち阿久根」魅力発信事業の500万円は、これまでの「食のまち阿久根」ブランド力強化事業であり、第5回華のBBQ AKUNE開催に係る予算になります。新たに財源を確保する狙いなどから事業名を変更したところであり、現在、有利な補助事業の活用を目指し事務作業を進めております。なお、令和2年度の開催時期につきましては、かごしま国体の開催や国勢調査の実施時期と重なることから、1月29日に開催された実行委員会で10月下旬から11月上旬の開催をお諮りして了承いただいたところであり、詳細な日程については今後決定することとしております。令和2年度も、多くのお客様に御来場いただき楽しんでいただけるよう準備を進めてまいります。

次に、86ページからになりますが、5目農地費は、令和元年度より約2千万円の増額になりますが、新規事業で御説明いたしましたハザードマップ作成業務と、農地耕作条件改善事業（脇本地区）の測量設計業務が要因でございます。また、12節委託料のハザードマップ作成業務など11件、14節工事請負費の単独土地改良事業、18節負担金、補助及び交付金の県営農業競争力強化基盤整備事業（南部地区）の負担金など13件が主なものであります。平成28年度から令和5年度までの計画である県営農業競争力強化基盤整備事業（中山間型）南部地区は、予定の22か所のうち、完了・一部完了・今年度未完了予定が5か所、工事着手が1か所、測量設計が4か所、未着手が12か所となっております。進捗としては遅れ気味であるところですが、全国的な大災害などに優先的に予算が回されることから、当初の予定より完了が遅れることが予想されており、少しでも早く事業が完了するよう県にも継続して要望してまいります。また、多面的機能支払交付金につきましては、農地維持のための共同活動や農業施設長寿命化など、地域の多面的機能を保全しようとする地域への交付金事業であり、令和2年度も地域と連携しながら事業を展開してまいります。

次に、88ページになりますが、7目ダム管理費は、高松防災ダムの洪水調節や高松川流域に設置しておりますダム関連施設等の維持管理及び保守点検等の管理業務費であり、ダム管理事務所のほか、各警報局、水位局、雨量局の電気代など10節需用費が主なものでございます。また、12節委託料は、高松ダムの無線設備の保守点検業務と高松ダムに設置してある非常用予備発電装置の電気工作物保安管理業務であります。

次に、89ページになりますが、9目農林業振興センター費は、施設の運営に係る一般事務費であり、会計年度任用職員に係る4人分の報酬等や、90ページにあります14節工事請負費が主なものです。14節工事請負費では、ハウスの経年劣化した硬質フィルムを張替えをする予定であります。次に、10目農業環境改善センター管理費は、施設運営に係る10節需用費の光熱水費や12節委託料の農村環境改善センターの施設管理業務が主なものであります。

次に、91ページになりますが、11目西目地区集会施設管理費は、西目地区集会施設の管理事務費であり、12節委託料の施設管理業務と17節備品購入費の経年劣化した施設内冷暖房機器の取替えが主なものでございます。

次に、92ページになりますが、13目折多地区集会施設管理費は、折多地区集会施設の管理事務費であり、12節委託料の施設管理業務が主なものでございます。

次に、141ページになりますが、11款災害復旧費6項1目単独農業施設災害復旧費は、国

の補助事業に該当しない、緊急に復旧を要する農業施設災害に対する予算措置であり、13節使用料及び賃借料の土砂等の除去作業に必要な重機借上料が主なものでございます。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について、御説明いたします。

予算書の18ページをお開きください。

12款分担金及び負担金1項1目1節農業費分担金は、阿久根南部地区事業実施に係る受益者分担金など2件でございます。

次に、19ページになりますが、13款使用料及び手数料1項4目1節農業使用料は、農政課所管である農村環境改善センター、西目地区集会施設、折多地区集会施設の施設使用料であります。

次に、26ページになりますが、15款県支出金2項5目1節農業費補助金のうち、農政課所管分は18件であり、事業実施に伴う県補助金であります。それぞれの事業実施に伴い、県から受け入れる補助金ですが、事業の中には大元が国の事業もあり、県が国から補助金を受け入れ、その後、市が県から受け入れるものがございます。

次に、28ページになりますが、3項5目1節農業費委託金の海岸保全維持管理業務費は、折口と飛松海岸における施設等の管理費として県から委託金を受け入れるものでございます。

次に、29ページになりますが、16款財産収入1項2目1節利子及び配当金のうち農政課所管分は、下から9行目の基金利子・肉用牛特別導入事業基金分であります。

次に、30ページになりますが、2項3目1節生産物売払収入のうち農政課所管分は、農林業振興センターにおける花、苗等の売払収入であります。

次に、32ページになりますが、20款諸収入3項2目1節農業費貸付金元利収入は、素畜導入資金としてJA阿久根事業所及び三笠事業所への貸付金の元金との貸付利子分がございませう。その下の4項4目1節農業費受託事業収入のうち、農地中間管理事業業務委託費は、事業を推進するための事務費の受け入れ額でございます。

次に、34ページになりますが、5項4目20節雑入のうち農政課所管分は4件であります。

次に、35ページになりますが、21款市債1項5目農林水産業債1節農業債は、県営農地整備事業債など5件であり、阿久根南部地区の生産基盤事業費の10%について過疎債が適用され、充当率は100%、農村地域防災減災事業債と地域用水環境整備事業債は充当率90%、農業水資源開発事業債と農地耕作条件改善事業債は充当率100%であります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

濱崎國治委員長

農政課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

予算書の84ページ、6款1項3目の12節、この委託料について、ちょっと説明をしていただけますか。

濱崎國治委員長

委託料の何をですか。

中面幸人委員

委託料は一つしかないんじゃないですか。農業振興地域、

濱崎國治委員長

内容ですか。

中面幸人委員

この内容について説明をしてください。

園田農政課長

委員の御質問にお答えいたします。こちらは事業名でございますように、農業振興地域の全体見直し、こちらをおおむね5年に1回実施する必要がございます。その実施年度が令和2年度となっており、今年度もその調査事業として同じ費目に委託料を計上しておりました。

が、来年度は本格的に見直しということで、その事業費を計上したところでございます。

中面幸人委員

私が何でここを説明してもらいたかったかという、御存じのとおり阿久根市では、先ほど課長が述べられたように、ハード面についてはいっぱいいろいろな事業を取組んでいらっしゃいます。ところが、基盤整備等がしっかり整っても、いざその基盤整備がされたところに、どんなやつを作って農業者が安定した所得を得られるかということについて、どこかで考えないといけないなと思ったものだから、多分この委託料のここで考えるのかなというように思ったものだから、説明してもらいました。市では農業専門指導員が何年か前から2人いらっしゃいまして、この件に関して私は感心しています。畑に行けばその方たちが来られて畑を見られてですね、誰々さん、虫が発生しそうですよ、農薬散布してくださいよとか、そういうメモ書きをして置いてあるんですよね。大変私はいいことだと思っております。そういうふうにはですね、しっかりと農業者が何を作ったら安定して所得を得られるか。そして、若い人たちのですね、いわば担い手、後継者につないでいけるかというのを、ここをやっぱり行政としては、基盤整備ばかり、ハード面ばかりやんか、そのソフト面についてしっかりと私は考えてやらないといけないかなというふうに今思っているものだから。課長、この辺の、私も前から言っておりますけれども、阿久根は例えば、無霜地帯であれば豆なんかを作ったり、活動火山周辺地域でビニールハウスをして、キヌサヤを作ったりとかしている若い人たちがいらっしゃいますけれどもですね、例えば特産品という、何ですかね、産地化ですね。何か阿久根で、例えば曾於なんかはナスビかキュウリか分からんけど、あんな感じでございますよね。そういう形で、何か阿久根市として産地化する、何かをこういうときに研究しないとイケないなと思っているのですけれども、そういうことを考える部署というか、どっかあるんですか。

濱崎國治委員長

中面委員、ちょっと絞り込んで質問しないと。

中面幸人委員

もう相当絞り込んでおりますけれどもですね。

濱崎國治委員長

いえいえ、私どもからすればそう思えません。

中面幸人委員

はい、もう一度言います。我が市ではハード面についてはいろいろな事業を取り組んでおりますが、例えば何を作ったらもうかるかという、そういうソフト面でですね、考えていらっしゃいますかということですか。

園田農政課長

御質問にお答えいたします。市の推奨作物ということでの御質問かと思っております。今、委員からございました豆類、ソラマメ、実エンドウ、スナップエンドウ、こういう作物につきましては、以前から本市の推奨作物として推進しておりますが、やはりこちらにつきましては、反収が一定で計算できることから、現在も農家さんに推奨をしているところでございます。ただし、もう御存じのように農家さんがどんどん減少する方向にありまして、なかなか、以前は地域で3億円以上という一定の所得がございましたら地区のブランドとして県で指定されておりましたが、もう農家さんの減少に伴いまして3億達成できないと。県内ではほかの作物についても、一定のそういう基準が厳しくなっているところで、鹿児島ブランドとして指宿等も含めて一定の取り扱いをしております。そういうことで、収益性を考えたときに、そういう豆類の推奨はしているところでございます。以上です。

中面幸人委員

ここですね、なかなか難しいと思っておりますので。この間、議員と語る会で農業者の若い人たちと話をしたのですけれども、先ほど言いましたように、この活動火山の事業を利用してビニールハウスを作って、そこでキヌサヤを作っているという人がいましたので、そういう

ふうに、若い人たちが農業をして子供たちを育て上げられるようなですね、そういうのをしっかりとソフト面で、考えてやらなければならないと思っているので、ハード面ばかりではなくてそういうところまで、一つ行政のほうで今後考えていただければなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

白石純一委員

86ページ、6款1項4目18節の食のまち阿久根魅力発信事業。これは華のバーベキューのことですが、本来、食のまちブランド力強化事業というくらいですから、いかに市外に阿久根の食のブランドを売り込むかという事業と理解しますが、先日伺ったところでは、令和元年度で市外での販売チケット数は31%。この前市長に伺ったところ、これを僅かにでも上回ればいいというのが来年度の目標だということでした。また、その市外の内訳の中で、熊本県は全体の中で僅か1%くらいですよ。そういった熊本県を中心にまだまだ市外に販売できる余地がある。それこそ市外の方に阿久根のブランドを宣伝すべきだと思いますが、その点は、担当課としてはどうお考えですか。

園田農政課長

こちらの食のまち魅力発信事業につきましては、御存じのとおりバーベキューあくねの事業でございますが、現在、2千枚というチケット販売で集客をしているところでございます。市外からの入込みということでございますが、今年、年々増加して600人を超える入込みでございました。今後につきましては、これ以上ということで、各種宣伝活動も実施したいと考えており、以前、議会の中で議論のありましたバスツアー等の利用も活用しながら、また増加につなげるように対応してまいりたいと思います。具体的数字についてはですね、この前の総括質疑でも40%、50%という話もございましたが、今回、一定の30%超えということでございましたので、これを下回らない集客を頑張っていきたいと考えております。以上です。

白石純一委員

下回らないってね、そんな甘っちょろい考えじゃ駄目でしょう。じゃあ何のために毎年やるんですか。毎年伸ばすためにやるんじゃないんですか。しかも、熊本県は1%しか売っていない。水俣や熊本県内を考えれば、もっと熊本県も中心として伸ばせられる、40%、50%も。そのための食のブランド事業じゃないんですか。

園田農政課長

委員のおっしゃるとおりブランド力強化、そして魅力発信ということで、より多くの方々に阿久根の食を知っていただくという目的での事業でございます。市外住民に対してより周知ができるよう、また努力してまいりたいと思います。

白石純一委員

バーベキューのことはそのようにお願いしたいと思いますが、この食のまちを対外的にアピールするというものではですね、私が一般質問で申したボンタンの地域保護制度、こういうのも調査登録に使える予算費目はありますでしょうか。

園田農政課長

前回、委員の言われたボンタンに関する質問に対しての予算は、ここでは計上しておりません。その事業につきましては農政局、国の農水省管轄の農政局が予算を持っておりますので、そちらに相談しながら、地域の生産農家とも相談して、そういう御希望があるときはどんどん積極的に対応してまいりたいと考えております。

白石純一委員

よろしくお願いいたします。もう一点、84ページ、6款1項3目18節、強い農業づくり交付金、食肉流通センターの事業で3億3,100万ですけれども。これは全体の事業費は幾らでしょうか。

園田農政課長

この全体事業費につきましては、18億9,200万となっております。以上です。

白石純一委員

海外輸出を応援するのは私は悪いことではない、いいことだと思っております。この食肉流通センターは市も出資する第三セクターでありますけれども、民間の、例えば食肉加工事業者がですね、海外に独自に輸出を考えているというようなときでも、この事業は使えるものでしょうか。

園田農政課長

今回、食肉流通センターにつきましては、第三セクターの会社であるということでのこの事業活用でございます。他の民間企業ということでは、ちょっと確認しないと今回答できないところであります。確認をして後ほどお答えさせていただきます。

白石純一委員

お願いします。それで、農水省であればですね、この食肉の輸出だけではなくて、当然水産の、水産林務課になりますけれども、水産加工業者が輸出する場合もこういった事業があるのか、水産林務課とも併せて調べていただければありがたいです。よろしくお願いします。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

84ページの18節、ただ今、白石議員から質問のあった強い農業づくり交付金事業3億3330万円についてね、あなたは基本的なことが分かっていない。だからそういう答弁をせな仕方ないんですね、基本的なところが。いつも言っているのは、基本的なところ、この食肉流通センターはね、阿久根市が興して阿久根市のものなんだよ。何でかって言ったら、阿久根市が49%、農協と阿久根市が持って51%にして、農林省から補助金をもらうことでスタートした工場なんだよね。たまたまスターゼンにお願いしているから、何でかってスターゼンの肉を、牛、豚をそこで解体しないと一銭の収入にもならない施設なんだよね、これは。だから、そこで処理するのがスターゼンだから、スターゼンがそれを使ってスターゼンが輸出する、あるいは市場に出す。だから、そういうのをね、あなたたちは基本的なところが分かっていないから。本来だったらね、この18億円もの事業のですよ、せめて平面図なりと事業の内容なりと資料で出さないといかんですよ、これを。何を考えてるのね、あなたたちは。出さない、これをまず。そしてみんなに理解してもらいなさいよ。阿久根市の事業なんですよ、お願いします。

園田農政課長

委員にお答えいたします。この流通センターへの3億3千万円ほどの事業でございます。こちらにつきましては、説明で申し上げましたように、工場棟の拡張、あるいは施設の整備に要する経費となっております。2年間の事業で18億強の全体事業費になります。詳細の中身ということでは、まだ全ての資料を流通センターのほうからもらい受けていない部分もございまして、そこを確認しながら提供できる分は提供させていただきたいと思っております。

山田勝委員

あのね、お願いがあるんですが、この審議は後回しにしてほしい。18億もの事業をするのにですよ、阿久根市の議会に資料も提案しない、内容も提案しない。これはね、農林省が3億3千万補助して、県を通じて阿久根市を通じてこの食肉流通センターにいきますよ。この18億のうちの残りのお金はね、スターゼンが出すんじゃないです。おそらく借入れていると思いますよ。スターゼンが出すんだったら阿久根市も同じように出さないといかんですよ。だから、この事業の内容をね、正確に分からないと審議も何もできない。

濱崎國治委員長

山田委員、そうしたら総括でということでは回していいですかね。

山田勝委員

総括でも何でもいいですけど、資料がないと話にならない。

濱崎國治委員長

はい。じゃあ次の質問をお願いします。

山田勝委員

先ほど華のバーベキュー大会のことについて、る話がありましたけれどね。私はバスのツアーに組み込んでもらうように努力されたらどうですかという提案をしました。あなた方は誰か担当をつけてですよ、それを、せめて鹿児島県、あるいは熊本県付近の旅行会社を回るような、それぐらいの努力をする意思があるの、ないの。

園田農政課長

先ほど白石委員の御質問にもお答えいたしました。より多くの集客を目指して、今後も努力をしてみたいと考えております。それぞれのツアーを実施するため、旅行会社等を回れという話ではございますが、まずは依頼しているコンサル等にも相談しながら、我々ができる分は一生懸命汗を流したいと考えます。以上です。

山田勝委員

何でね、依頼しているコンサルに、あなた方が努力しないと駄目なんです。コンサルは銭を取って終わりやっただ。あなた方が自分たちで誰か担当を作ってますね、少なくとも何回か旅行会社をパンフレットを持って回るぐらいの努力もしないですよ、他力でしょうなんてのはもってのほかの話じゃ。する意思がないから、阿久根市をどげんかせないかんという気がないからでしょ。

園田農政課長

決して丸投げということでやってはございません。職員につきましては、毎年この時期になりますと、9月以降は休みを返上して、広報宣伝活動にも汗を流してもらっております。その中でバスツアーというのは、これまでまだ実施していないところでございますので、その広報宣伝も併せて、そちらも取組を進めたいと考えます。以上です。

山田勝委員

その時期になったら遅いわね。その時期になったら遅い。8月ころからもうスタートしないとね、秋のシーズンは終わってしまうんですよ。何で自分たちで一生懸命努力しようということを考えないのよ。どれぐらい努力しようと思っているのか、期待して見てみよう。口先だけしたどうしたどって、したって口で言ったばかり。

〔発言する者あり〕

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

岩崎健二委員

今の食のまち阿久根の魅力発信事業なんですが、市外販売数を増やせとか、内容設営を増やせとかいう意見がたくさんあるようなんですが、そもそもチケット販売数について、平成29年度から2千枚をとということになっているのですが、令和2年度はこれを増やす予定があるのですか。

園田農政課長

令和2年度につきましても、基本的には2千枚のチケットを販売する予定で実施いたします。以上です。

岩崎健二委員

チケット販売数が2千枚であれば、市外からのチケット販売数を増やすとかいうことをするとかなり難しい。仮にこれが増えてしまうと市内の人が利用できなくなるというおそれもあると思いますので、市外客数を、あるいはバスツアー等を推奨するのであれば、チケット販売数を増やすという選択をまずしないといけないと思うのですが、いかがですか。

園田農政課長

これまでの2千枚の販売につきましては、肩ロースという部位を使っての肉パックを製造

しております。おおよそ、華鶴和牛を7頭分使ってパックを作っている状況でございます。華鶴和牛に認定される部分も、そのときによって状況がございましたので、農政課だけではどうしようもない部分もありますけれど、協力いただける流通センター、あるいはスターゼンミートグループ、JA等々とも相談しながら、そちらもまた検討してまいります。以上です。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

中面幸人委員

84ページ、6款1項3目18節の補助金、鳥獣被害対策防止協議会についてお尋ねします。

この事業というのは、イノシシとかシカなんかの侵入防止柵のことですよ。

園田農政課長

はい。委員のおっしゃる事業も含めてのこの事業費になります。以上です。

中面幸人委員

そこでお伺いいたします。まず所管として、例えばこの侵入防止柵を設置したほうがいいとか、そういう対象地域ですね、市内の。対象地域を全体的な把握をされていますか。

園田農政課長

こちらの事業につきましては申請主義となっております、その設置の防護柵とか、そういう資材費については無償で、設置については御本人たちでやっていただくという事業です。御存じかと思えます。ということで、申請の中で、どうしても必要というところで毎年事業を展開しておりますので、全体としては、やはり被害はあちこちであるところではございますが、よりそれを講じる必要があるというところを申請に従って事業化しているところです。以上です。

中面幸人委員

私が何で聞くかということですね。以前、産業厚生委員会でこの事業の取組について、先進地の視察に佐賀県に行きました。もうそこでは、それこそ10年前くらいになると思うのですけれども、相当の進捗率でした。そこで、委員会視察から帰ってきてすぐ、平成26年度に予算化してもらって取り組んだ経緯がありますけれども、それから比べてですね、私は阿久根地区がこの防止柵はあんまり進んでないなあというふうに思っております。だから私は、農政課として、この辺りに設置しないと作物は作れないよねというような把握をしてないから、私は進捗率を聞こうかなと思ったんですよ。でも全体把握しないと進捗率は分かりませんよね。だから、確かに資材については国から補助をしてくれて、設置は自分たちでその地域はしなければなりません。今ですね、水産林務課でやっている個体数を減らす方法と、今度はこの侵入を防ぐ方法と、二つの方法でやっぱりやらないと、農産物は被害を受けるということになりますので、やはりこの事業をしっかりと市も取り組んでほしいなという思いがあってこういう質問をするわけなんです。所管としては申請する地域が指定してから始まるんですよというような考え方の、今は捉えました。今、水産林務課のほうでごたごたなって、本当にイノシシなんか、シカも増えているんですよ。農家はですね、現状はですね。個体数を減らすのと同時にやっぱり、こういう、侵入を防ぐこういう事業も必要だと私思っておりますので、そしてですね、

濱崎國治委員長

中面委員、何を答えてほしいんですか。

中面幸人委員

せからしか、待ってん、分からんから聞いとっとじゃらい。

濱崎國治委員長

何ですか。

中面幸人委員

言わしてよ、ちゃんと。私はな、一つの進まない理由としてですね、さっき課長が言われたように、申請しないと始まらない仕事だから。それと、やはりそこにはですね、自分たち

で設置しないから、やっぱり進まないという。だから、資材は国が負担してくれるけど、やはり設置をですね、設置に対するちょっと別な事業の取組も必要かなど。そうすればこの事業も進んで行くんじゃないかなと思うので、その辺りを所管として考えていただきたいというようなことを言いたいです。

ここまで言わないと分からないから。お金、お金って、お金のことばかりって言うけど、これだけじゃ分からんでしょうが。

濱崎國治委員長

中面委員、あなたが今言ったのを聞いたかったんでしょ。

園田農政課長

ただ今の質問にお答えいたします。やはり、資材費は無償であっても設置が大変だという御苦勞は重々承知しております。設置については、ほかの事業と併せてできる事業もございます。ただし、そちらについては立地条件等がございますして、なかなかどこでも使えるという事業ではございません。今後そのような事業化ということにつきましては、他市町村も確認しながら、よい事例等も踏まえて検討していきたいと思っております。

濱崎國治委員長

ほかに質疑はありますか。中面委員ありますか。

中面幸人委員

よか。いいです、なし。

〔発言する者あり〕

仮屋園一徳委員

83ページ6款1項14節、青果市場の解体についてですけれど、これは活用検討委員会については企画のほうでやられて、まあ企画のほうの予算になかったものですから農政課にちょっとお聞きするのですけれど、農政課には解体の通知はいつあったんですか。

園田農政課長

解体の通知と言いますか、検討委員会には農政課も内部委員として入っておりました。一定の委員会の方向については、私も承知しているところでございます。実際解体になるかどうかは別としまして、予算月でございましたので、青果市場にも予算の一定の見積もりをお願いした上で予算には計上したところでございます。以上です。

仮屋園一徳委員

青果市場については昨年3月、もう終わりで、その後の予算というのはどのような形で残っていたのですか。

園田農政課長

昨年5月の株主総会で、会社としては解散ということでありました。あとは残った資産、あるいはその建屋含めてですね、取扱いの清算事務というのがございましたので、そちらについて、元社長が清算人となって手続を進めておりました。その資産の中に解体費は含まれておりましたので、そちらを去年の議論等も踏まえて、市役所のほうに譲渡いただくということになっております。以上です。

仮屋園一徳委員

今回の予算の歳入のほうにはないですね。その辺の扱いについてはどうなんですか。

園田農政課長

こちらについては現在のところ、3月22日に清算の株主総会が開催の予定ということで引き受けております。そこで最終決定いたしまして、市のほうに譲渡になるというところでございます。以上です。

仮屋園一徳委員

今までの、1年間あったのですが、その間の維持管理はどこがされていたのですか。

園田農政課長

こちらにつきましても、青果市場が普通に運営をされていたときの延長で、企画調整課と

しましては今後の活用について検討すると。方向性が決まるまでの間は農政課も協力して対応するという事で、農政課が対応しておりました。以上です。

仮屋園一徳委員

今、課長のほうから活用検討委員会の委員であったというふうに言われましたけれど、農政課のほうとしては1年間あったのですけれど、あそこを何らかの形で活用してみようかなという考えはなかったんですか。例えば、軽トラ市とか、夏の焼肉大会とか、そういう一つの例ですけれど、ほかにもいろいろあると思うのですけれど、農政課として何らかに活用してみようかなという考えはありませんでしたか。

園田農政課長

やはりあれだけの施設ですので、活用すればいろんな方向性も見いだせるところではございましたので、そのような検討もしたところなんです。ただし、正式に市が取り扱うということになりますと、安全面をまず重視する必要がございますし、利用の上でトイレも汲み取り式ということで、汲み取りを改修したり、あるいは電気設備とか、実際鉄骨も大分サビがきておまして、我々も管理の中で何度か向こうに行ったとき、下にはサビのほうが大分落ちてきております。だから、その費用対効果とか、我々だけの意見ということではなく全体で考えて、最終的には外部委員の意見を伺いながら、解体というのがふさわしいんじゃないかなという、今、委員会の決定にはなっております。

仮屋園一徳委員

私はですね、検討委員会の活用内容については企画のほうであって、そちらのほうでお聞きしようかなと思ったのですけれど、農政課には活用策を農政課として考えなかったのかなという質問だったのですけれど、もう農政課長がそこまで回答されるのであれば、活用内容まで農政課でよろしいですか。

〔発言する者あり〕

濱崎國治委員長

今、まだ質問中です。

仮屋園一徳委員

もう活用の1年間の経過についても農政課長でよろしいですかね、質疑は。

園田農政課長

委員会を取りまとめた課としては企画調整課になります。私は先ほど、個人あるいは一課として、活用の方向性も話はさせていただきましたが、委員会全体のことについては、ここで話すのはちょっと遠慮させていただきたいと思います。

仮屋園一徳委員

分かりました。終わります。

濱門明典委員

先ほどの中面委員の続きなんですけど。このですね、これを農政課のほうに申請するのに、どういう基準ですればいいのか、教えてください。

濱崎國治委員長

この鳥獣被害防止対策協議会ですか。

濱門明典委員

はい。

園田農政課長

こちらがですね、ワイヤーメッシュ柵とか、いわゆる金網柵とか、そういう柵の設置の事業になります。まずは農政課にどういう規模で、どういう事業を使いたいということで、御相談いただければその状況をおってお答えさせていただきたいと思います。

濱門明典委員

とにかく私も一般質問でも申し上げたんですけど、鳥獣被害というのはイノシカを捕ったりするのはそうなんですけれど、とにかくですね、出てくるから出てこないように柵で覆い

たいというのがあるんですよ。自分の部落もなんですけども、自分なんか全部土地から全部調べて、ここを封鎖したいというのがあるんだけど、そこに勝手にしてもいけないだろうから、行政のほうで、こういうふうに張りたいと言ったらそこらのところを調べてですね、部落の人たちで何人かで、

濱崎國治委員長

濱門委員、部落という言葉はあまり使わないように。

濱門明典委員

集落ですね。そういうのは話し合っただけだと思ってるんですけど、そして農政課のほうへ相談に行っただけでということでもよろしいんですかね。

〔農政課長「はい」と呼ぶ〕

はい、分かりました。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

青果市場のことについてですね、私は一般質問を何遍もやっておりますのでそれなりに理解もしているのですが、青果市場については、本年度は消防の器具機材等を置くということで、県に貸してくださいとお願いをしておりますということだったよね、企画課の説明は。それと、例えば、あとをどうするかということについては、解体するということは市長がもうここで答弁しているじゃないですか。それを、そうなると思いますとか、何でそんな不安定な話をするの、あんたは。そんなことするから、次にどげんなったろかと思って思うじゃないですか。だから、今回の歳入についてはまだ、青果市場の役員会の決定が出ていないので歳入に入れられないのだけれど、決定したら補正予算でも入れればいい話でですね、本当はそのときに解体費を出しておけば揉めんたいどんからん、解体費を早く、歳入がない部分で出すからこういう議論をせないかんのですよ。でも現実にもう解体するということでしたんですから、もうそれ以上論議する必要はないです。以上です。

濱崎國治委員長

質問はどうですか、質問されますか。

山田勝委員

いやいや、解体については特別、問題はないんですよって、それでいいんです。あなたが不安定な話をするから、私もそげん不安定な話をここですんなよって言っただけの話ですよ。

園田農政課長

すみません、認識不足でした。訂正いたします。

山田勝委員

それから産業祭についてお尋ねしたいのですが、私は産業祭について、風テラスを利用したほうがいいのじゃないですかという話をしました。それは歩いて来られる方についてはですね、来れないんですよ、誰も。だからそういう中で、今年はそういうこともぜひ考慮してほしいなと思っての質問でございます。

園田農政課長

会場についての質問だと思います。私も以前、観光課に所属していたときに、以前の市民会館、この大丸界隈で産業祭が開催されて、そのスタッフの一人として仕事をしました。そういうイメージがある中で、こちらでの実施も有効かとは考えますが、全体の意見も伺いながら、そちらもまた考えていきたいと思っております。

山田勝委員

お願いします。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

木下孝行委員

今、話が出ましたけれど、産業祭の開催が今年が農政課の順番だということをお願いなのですが、昨年は水産林務課が担当だったということで、去年の開催の前にシャトルバスを中止するということがあったから、ぜひ出してくれと。駅を利用する人たちもいて、市外の人たちで、そこでシャトルバスを利用したい方もいるという情報があったものですから、水産林務課にお願いして出してもらったといういきさつがあるわけで、ぜひ今年もそういうことは続けてもらって、おれんじ鉄道の利用促進にもなるし、ある意味の宣伝活動にもつながっていくわけで、また、おれんじ鉄道の会社の人たちにも営業のほうと話をし情報発信を、あっちにも協力を求めてください。イベントのですね。

あわせて、食のまちのバーベキュー大会。10月に開催ということで、産業祭は12月に開催、そういう予定で進んで行くのでしょうか。今、コロナウイルスが発生して大変市内の経済が疲弊しているという状況も踏まえた上です。今後執行部が検討していくのだらうと思いますけども、また、明日、市長のほうから我々議会に説明もあるのですけれども、まあどう説明をされるか分からんけれども、今後、今年だけとかというような形でもう少しイベントを増やして、農政課がほかの課と連携しながらですね、やはり緊急的な経済対策ということで、どこか4月、5月、まあいつ終息するか分からんけれども、終息するそこを見込んで、何かイベントができるような形も、今年だけのやつをですよ、経済対策です。そういうのもぜひ考えて今年の予算にできるように、検討を今後してってくださいということをお願いしておきます。

濱崎國治委員長

答弁を求めるのですか。

木下孝行委員

いいです、要望だけでいいです。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(農政課退室、農業委員会入室)

濱崎國治委員長

次に、農業委員会所管の事項について審査に入ります。

事務局長の説明を求めます。

園田農業委員会事務局長

議案第30号中、農業委員会が所管する予算の主なものについて、御説明いたします。まず、歳出について御説明いたします。

予算書の82ページをお開きください。6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、1節報酬から4節共済費までの農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名と職員4名分の人件費などが主なものであります。また、18節負担金、補助及び交付金は、県農業会議や北薩地区協議会への拠出金などでございます。

次に、予算書の89ページをお開きください。8目農業者年金事務費は、農業者の老後の安定を図るため、農業者年金の裁定請求等の進達並びに年金加入促進活動にかかわる一般事務費で、主なものとしまして、10節需用費の農業者年金加入促進用の事務費などでございます。

次に、予算書の92ページをお開きください。12目農地利用対策事業費は、機構集積支援事業に係る事務費であり、会計年度任用職員に係る1節報酬などが主なもので、事業の中身としましては、農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するため、遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書の21ページをお開きください。13款使用料及び手数料2項4目農林水産業手数料1節農業手数料は、受理証明など9種類の証明などの発行手数料であります。

次に、予算書の26ページをお開きください。15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、農業委員会所管分につきましては、1行目の農業委員会費で、農業委員会等に関する法律第6条第1項に規定する事業等について、市町村農業委員会が業務を行う経費として交付される補助金であり、充当先は、農業委員及び職員の人件費でございます。次に、上から11行目ではありますが、機構集積支援事業費につきましては、農業委員会による農地の集積・集約化の推進に必要な経費を支援するために交付される補助金でございます。次に、その4行下下にあります農地利用最適化交付金につきましては、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に対して、報酬を上乗せして農地利用最適化交付金が交付されるものでございます。

次に、予算書の28ページをお開きください。3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金のうち農業委員会所管分は、市町村権限移譲交付金40万6千円のうち29万8千円で、平成29年4月から、主に農地転用に関する農地法第4条及び第5条関係の権限移譲を受けたことに伴います権限移譲交付金で受けるものでございます。

次に、予算書の32ページをお開きください。20款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入のうち、農業委員会所管分は、農業者年金基金からの事務委託費であります。次に、33ページの5項4目雑入20節雑入のうち農業委員会所管分は、1行目の雇用保険料のうち6千円と、下から2行目にあります、全国農業新聞普及推進助成金で、全国農業会議所から農業新聞普及活動費として交付されているものでございます。

以上で、説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

濱崎國治委員長

事務局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、農業委員会所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(農業委員会退室)

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 15:06～15:17)

(商工観光課 入室)

濱崎國治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議事を継続いたします。

次に、商工課所管の事項について審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

それでは、議案第30号のうち、商工観光課の所管する事項について説明します。

それでは、歳出から説明いたします。予算書の80ページをお開きください。5款2項1目労働諸費18節負担金、補助及び交付金のうち当課所管分は、出水地区職業訓練協会の運営にかかる負担金であります。

次に、100ページをお開きください。7款1項1目商工総務費1節報酬は、会計年度任用職員の消費生活相談員1人、事務補助1人分であります。2節の給料及び3節の職員手当等は、商工観光課職員7人分の人件費及び会計年度任用職員の期末手当であり、4節の共済費については、職員の共済費と会計年度任用職員の社会保険料であります。8節旅費は、国民

生活センター主催による研修会に参加する職員旅費並びに消費生活相談員の費用弁償が主なものであります。10節需用費は、コピー代や消費生活啓発グッズ購入費が主なものであります。

次に、2目商工振興費の予算額は、1億4,912万2千円で、前年度と比較しますと547万7千円の増であります。増額の主な理由は、ふるさと納税推進事業について、寄附額の目標を2億円としたことから、それに伴う経費の増加及び新規に取り組む市内企業支援事業や輸出促進協議会負担金等であります。

それでは、各節ごとに説明いたします。7節の報償費につきましては、道の駅阿久根の指定管理について検証するため、年1回開催する会議の会場謝金と、市内企業支援事業として若手社員の合同研修会を開催するため、その講師謝金であります。8節旅費は、物産展や商談会等に係る旅費及び実費弁償が主なものであります。10節需用費は、物産展用の消耗品、イベント時に無料配付するPR用特産品、企業説明会等の消耗品代、光熱水費は、道の駅急速充電器の電気料、食糧費は販路拡大事業に係るものであり、修繕料は道の駅阿久根の施設修繕費であります。11節役務費について、通信運搬費は、ふるさと納税に係る郵便料と物産展時の荷物運送費が主なものであります。保険料は、道の駅阿久根の施設建物損害共済保険料であり、手数料は、ふるさと納税運営サイトや公金支払手数料であります。12節委託料は、説明欄記載の5件ですが、道の駅施設漏電調査業務については、施設の老朽化により漏電が発生しており、修繕の前に、漏電原因を調査するためのものであります。海のまち・山のまち交流事業は、熊本県多良木町や人吉市、宮崎県えびの市とお互いの物産展等に出展するもので、ふるさと納税特産品発送業務は、ふるさと納税の返礼品として特産品の発送業務等を委託して実施するものであり、ふるさと納税推進業務は、寄附受領証明書等の発行業務を委託しようとするものであります。産官学金連携事業は、鹿児島相互信用金庫、鹿児島国際大学との地域活性化事業を継続・実施するものに加え、新たに鹿児島大学とボンタン生産者との連携により、ボンタンの成分分析を行うことで、新商品開発につなげようというものであります。13節使用料及び賃借料は、商談会やイベント会場でのブース借上料及び道の駅阿久根の冷蔵オープンケースのリース料が主なものであります。15節原材料費は、物産展時の什器製作材料代であります。18節負担金、補助及び交付金については、説明欄記載のとおり、運営費等負担金として3件、その他負担金1件、事業費補助として10件であります。その他負担金の薩摩国輸出促進協議会の100万円は、薩摩川内市、日置市と本市の3市で、令和2年度に協議会を立ち上げて、海外市場の販路拡大に向けた事業を実施しようとするもので、各市100万円ずつの負担であります。事業費補助のうち、キャッシュレスシステム導入補助事業について、今年度は、インバウンド対応のためキャッシュレス化を進めようという観光の予算に計上しておりましたが、消費税増税に伴うキャッシュレス化を国が推進していることから、市内でも国の消費者還元事業の補助を受けた民間事業者の参入により、無料でキャッシュレス対応した店舗が増えております。今年6月以降、国の補助がなくなる見込みであることから、それ以降の導入に係る費用について補助するため、商工振興費の予算に計上したものであります。

102ページをお開きください。利子等補給金市中小企業振興資金利子補給金につきまして、今回、市制度資金の見直しを行い、新たな制度については4月から実施予定であります。従前分の利子補給金と新制度による利子補助金を見込んでおります。その他補助金のうち県中小企業振興資金保証料と市中小企業振興資金保証料は従前分であり、融資から2年目以降の25%を補助するものであります。「食のまち阿久根」活性化事業につきましては、新規事業であり、市内企業支援事業の一環として、市内飲食店の店舗改修等イメージアップにつながる取組に対して補助しようとするものであります。

次に、3目観光費であります。予算額は9,518万3千円であり、前年度と比較しますと4,187万1千円の減となっております。減額の主な理由は、寺島宗則旧家保存活用プロジェクトの事業内容を見直したこと、及び地域おこし協力隊を今年度は5人で計上してござい

たが、令和2年度は4人で計上したことなどによるものであります。

それでは、各節ごとの主なものを説明させていただきます。1節報酬のうち、委員報酬は、年1回開催予定の観光開発審議会委員8人分の報酬であり、会計年度任用職員報酬は、地域おこし協力隊4人分であります。3節職員手当等及び4節共済費は、会計年度任用職員の期末手当と社会保険料であります。7節報償費のうち、出会謝金は、阿久根大島及びにぎわい交流館阿久根駅の指定管理の検証会議に係る出会謝金であり、講師謝金は、寺島宗則旧家活用について専門家によるアドバイスをいただく際の謝金であります。8節旅費は、観光宣伝、観光交流イベント等参加旅費及びフィルムコミッション事業に係る旅費及び実費弁償であります。10節需用費は、観光PR時に配布する特産品の購入費や観光宣伝媒体作成用の消耗品等、大島渡船場、脇本・大川島両海水浴場の光熱水費、地域おこし協力隊用公用車の燃料費、観光ガイドブックやポスターを作成する印刷製本費及び各観光施設の修繕料であります。11節役務費は、通信運搬費として郵便・電話料、保険料として各施設の建物総合損害共済費など、手数料として、水質検査手数料やクリーニング代などのほか、阿久根の魅力を情報発信するための広告料であります。12節委託料は、説明欄記載の業務委託料17件であります。説明欄1行目、体験型観光推進業務は新規事業であり、まちの灯台阿久根に委託し、本市における体験型観光を推進するものであります。7行目の阿久根大島公園バンガロー白蟻駆除業務については、令和2年度においてシロアリ駆除を行う予定であります。説明欄下から2行目の寺島宗則旧家管理業務委託は、4月から利用できるように設置管理条例も本議会に提案いたしました。旧家の施錠管理、清掃管理、来客対応等について委託しようとするものであります。13節使用料及び賃借料は、海水浴場駐車場や笠山観光農園等の土地借上料、海水浴場等にAEDを配置するためのリース料のほか、地域おこし協力隊用の公用車のリース料、住宅借り上げ料等であります。14節工事請負費は、昨年の台風で被害を受けたバンガローの屋根を補修するためのものであります。15節原材料費は、脇本海水浴場駐車場整地用の砂利や看板材料等の購入費です。

次のページ、16節公有財産購入費は、寺島旧家駐車場整備にあたり、新しく用地を取得する必要があることから予算計上するものであります。17節備品購入費は、寺島旧家における収納器具の購入費であります。18節負担金、補助及び交付金は、説明欄記載の負担金5件と補助金4件であります。その他負担金の地域おこし協力隊活動経費負担金は、協力隊員の活動拠点をまちの灯台阿久根におき、各種観光開発業務に携わってもらうため、その活動経費について、まちの灯台阿久根に負担金として支払う予定としております。事業費補助のうち、阿久根みどこい祭りは、実行委員会に補助するものですが、夏祭りについては8月1日に、秋まつり花火大会は11月に実施予定であります。阿久根市体験型交流事業として170万円計上しておりますが、このうち70万円は、あくね遊々体験倶楽部への事業補助であり、100万円については、新規事業の体験型観光コンテンツ開発事業補助金であり、民間事業者が体験型事業の新規開発や改良を行う場合に、対象経費の3分の2以内、上限額を20万円として補助するものであります。運営費等補助については、株式会社まちの灯台阿久根に対し、補助金を交付するものであります。

以上で、歳出の説明を終わり、歳入について御説明いたします。

予算書19ページから20ページにかけて御覧ください。13款1項5目1節商工使用料は、温泉使用料2件分、大島渡船場の使用料が主なものであります。次に、27ページをお開きください。15款2項6目商工費県補助金1節商工費補助金は、消費者行政活性化事業費であります。28ページを御覧ください。15款3項6目1節商工費委託金は、商品量目検査事務費及び自然公園法及び県立自然公園条例に係る事務費の権限移譲に係る委託金であります。

30ページをお開きください。17款1項1目1節一般寄付金あくね応援寄付金は、ふるさと納税分であります。7目商工費寄附金2節観光費寄附金は、寺島旧家保存活用プロジェクトに充てるものであり、一般寄附及び企業版ふるさと納税を予定しております。

33ページをお開きください。20款5項4目雑入20節雑入の雇用保険料には、当課の会計年

度任用職員6人分の3万5千円を含んでおります。33ページ説明欄下から14行目の大島渡船場光熱水費は、大島渡船場の電気料と水道料であります。原子力立地給付金には、当課の大島渡船場等8施設分、2万7千円を含んでおります。

34ページ2行目、旧国民宿舎使用料は、平成11年からの滞納分であります。説明欄中ほどにあります脇本海水浴場電気料は、自動販売機の電気料であります。5行下がりまして、電気充電施設設置負担金は、道の駅阿久根に設置した電気自動車充電設備に係る日本充電サービスとの提携収入であります。

以上で商工観光課所管の予算説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

濱崎國治委員長

商工観光課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

100ページ辺りで言われたと思うのですがけれども、道の駅阿久根の漏電の件。あれは今、金額幾らでしたっけ。漏電を確認するための金額は。

濱崎國治委員長

7款1項の13節にある、これですかね。

堂之下商工観光課長

委託料については、予算額は入札にかかりますので説明をいたしておりません。

竹原信一委員

見込みは。見込みでなければ数字入れられないでしょう。幾らくらいだと見込んでいるんですか。

堂之下商工観光課長

約18万円と見込んでおります。

竹原信一委員

すごく高い感じがするんですけども、どこからその数字は見つけてくるんですか。

堂之下商工観光課長

予算要求の段階で、電気事業者に見積もりを出していただいております。

竹原信一委員

漏電箇所を発見するためだけに18万円くらいかかると、業者が言ったんですね。

濱崎國治委員長

竹原委員、この場合ですね、見積額についてはあまり公表していないんですよ。そのところをもっと、視点を変えて質問してください。

竹原信一委員

じゃあ今の件は大体わかりました、いいです。

それから次に、寺島宗則の事業の件ですけども、寄附をいただいて、ふるさと納税もお願いして、あちこちお願いして税金も使って約1億900万円かけて何かをした。そのいただいた方々に、お金の使い方、こんなふうに使いました、そして今、状況はどうなっています、今後はこうしますというような、お礼とお知らせをする責任があると思いますけれども、それはどうなっていますか。

堂之下商工観光課長

ふるさと納税をいただいた方には、個別にふるさと納税のお礼として御礼状は出しておりますけれども、進捗状況についてはお知らせをしております。ただ、一般寄附の方、そしてまた企業版ふるさと納税をいただいた方には、進捗状況を随時お知らせしています。御礼状も出しております。

竹原信一委員

市民のほうもよく分かっていないんですよ、あれどうなってるのという状況。今、申し

上げました、かけたお金、内容、それから今の状況、今後のやり方は、早期にお伝えしなければいけないと思いますけれども、その予定はないんですね。

堂之下商工観光課長

市民の皆様にもこれまで、随時、広報阿久根を通じてお伝えしております。やはり財源の見込みが立たないと事業の計画も立たないという部分がございますので、なかなか、いつまでにかこうするということが言えないところでございます。

竹原信一委員

もう使ったわけでしょ、お金を。1億900万円使った。こんなふうに使いました、現状はこうです、それはすぐにでも言える話でしょ。今後の見通しと、いつごろ見に来てください、御案内もできるはずですが、そこまではさっさとやらないといけないと思いますけれど。まあ市長にもまた聞きます。いいです。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

牟田学委員

当初予算の概要でですね、28ページ食のまち阿久根活性化事業、新規なんですけれども、150万円。飲食店の店舗改修とあるのですが、どういう店を対象に考えていらっしゃるのか。

堂之下商工観光課長

市内の飲食店全てを対象としたいと思っております。新年度になりましたら説明会を開催いたしまして、手を挙げていただいたところに補助をするという形になるかというふうに思っております。

牟田学委員

ということは、スナックであったり、また、食べ物屋、食堂、もう全部ひっくるめてという考えですか。

堂之下商工観光課長

はい。そこについては区別はしないというふうに思っております。市外からのお客様をおもてなしするに当たって、店舗の改修が必要なところ、例えばトイレ等ですね、あれば改修費の補助をしたいというふうに思っているところです。

牟田学委員

ほとんどがトイレの改修だと思うんですね。そういったときに、この予算150万円で何軒ぐらいを考えていらっしゃいますか。

堂之下商工観光課長

一応、50万円を上限として3件の予定で予算を組んでおります。

牟田学委員

私がスナックと言ったのは、この店員の制服新調というのがありまして、スナックも考えているのかなというふうに思っておりますけれど、どうでしょうか。

堂之下商工観光課長

そこはちょっと、私たちはそこまで考えておりませんでした。飲食店において、やはり阿久根市のイメージアップにつながるような制服を新調される場合を想定しております。

牟田学委員

実はこれ、話をちょっと聞いたもんですから、トイレ改修、スナックでもやはり和式が多いわけで、阿久根は。そういった中で、やはりするんであれば統一感があつたほうがいいのかなというふうに話したこともありますので、そこら辺も考えて執行してください。以上です。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

白石純一委員

19ページ、13款1項5目1節の大島渡船場の使用料ですけれども、これは支払ってくれる相手先は渡船の運業者ということでもいいのですかね。

堂之下商工観光課長

はい。行政財産の使用許可をして、それに伴った使用料を徴収する予定でございます。

白石純一委員

この渡船については定期航路と理解しますので、その内容については、市は口は出せないということでもいいのですか。

堂之下商工観光課長

はい。できるだけ出してほしいという願いはいたしますけれども、会社のほうの経営のほうに応じてということになるかと思えます。

白石純一委員

したがいましてですね、この渡船場の使用の契約に関して、運行について、これぐらいをめぐるといような条件は今入っているのでしょうか。あるいは、入れることはできないのでしょうか。

堂之下商工観光課長

契約に入れるというか、これは行政財産使用の許可申請が出て、それを受けて許可して徴収するというものでございますので、適正な管理に努めることという条件等は入れますけれども、その渡船業務を行うことについては、収益が上がらないと営業は難しいところもございますので、そこまでは入れられないというふうに考えております。

白石純一委員

努力目標でもですね、やはり渡船を少しでも観光客の方に使いやすいように、先方に求めるということも大事だと思いますので、もし可能であればそういったことも契約の中に入れられればですね、お願いしたいと思えます。

次に、34ページ、20款5項4目20節雑入、上から二つ目、旧国民宿舎使用料。これは、実は昨年も質問したのですが、大分以前の宴会、具体的には婚礼のお客様の債権が20数万円あるんですが、今、年間1万ずつの集金予算ということ。これは、年間1万じゃあまりにも低いんじゃないのと去年も申しましたが、今年度の集金実績は幾らあったでしょうか。

堂之下商工観光課長

今年度についてはゼロ円でございます。

白石純一委員

集金の努力はされてますか。

堂之下商工観光課長

催促の手紙を配達証明付きで出したり、何度もいたしましたけれども返ってきております。

白石純一委員

先方の財産を差し押さえるとか、そういうことはできないんですか。

堂之下商工観光課長

この使用につきましては、税金とかそういうものとは違しまして、そういった強制力を発揮できないものでございますので、そういう差し押さえというのはできないものでございます。民法が適用されるものでございます。

白石純一委員

手紙だけではなくてですね、先方さんの住んでらっしゃるところが分かるのであれば、出張等で近くに行った際に、ぜひ個人的に強くお願いするというようなことも大事かと思えますので、よろしく申し上げます。

続きまして101ページ、7款1項2目18節負担金、補助及び交付金の大きな見出しの上から二つ目、薩摩國輸出促進協議会。薩摩川内市と日置市の3者でということ、具体的に輸出する対象の商品は阿久根としては何を考えてらっしゃいますか。

堂之下商工観光課長

まだ具体的な商品については、私たちのほうでは把握しておりませんが、こういった小規模の商品の海外輸出を可能にしようということで3市で協議会を立ち上げたものでございます。今後、海外輸出セミナーとか、そういったものを開催しながら輸出に意欲的な事業者を募集していきたいというふうに考えております。

岩崎健二委員

103ページ、7款1項3目12節、委託料なのですが。以前、駅から阿久根大島渡船場までの送迎を考えたというお話があったと思うのですが、その委託料というのは今回、出ていないようなんですが、その件については何も考えてらっしゃいませんか。

堂之下商工観光課長

市が委託するというよりは民間事業者のほうでやっていただくところを待っているという状況でございます。まあタクシーもございますので、タクシー利用をしていただくのかどうかも含めて、考えていく必要があるかというふうに思っております。

岩崎健二委員

キャンプ等に行かれる、おれんじ鉄道を利用していらっしゃるお客さんが、キャンプの品物等を持ってあそこを夏場に動くのは大変だということで、以前そういう話があったと思うのですが、それらの人たちの便宜を図るということは、非常に、大島への入込客数を増やす意味でも有効な手段かと思いますが、そういう検討というのは、もう今後もされないということですか。

堂之下商工観光課長

全くしないというわけではなくて、そういった民間事業者に働きかけていきたいというふうに思っております。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

竹之内和満委員

101ページ、7款1項2目18節、先ほどの白石委員と同じ項目になるのですが、薩摩國輸出促進協議会ということで100万円上げてあります。協議会を立ち上げるには金額が大きいような気がするのですが、このお金は3つの市でプールしようというお金なのか。それとも、初年度からこういうことをやるというのが決まっているのでしょうか。

堂之下商工観光課長

3市において、各100万円ずつ出して協議会を立ち上げるということで話しを進めております。1年目の令和2年度につきましても、各種セミナー、そしてまた海外におけるプロモーション活動もしようということで、事業計画としては立てているところでございます。

竹之内和満委員

それでは初年度から事業予定は決まっています、そのとおりにするとこのぐらいのお金は、3つの市だったら300万近くかかってしまう、そういうことでよろしいでしょうか。

堂之下商工観光課長

はい、そのとおりでございます。

山田勝委員

ただ今の、竹之内委員ののに関連してなんですが。薩摩國輸出促進協議会、薩摩川内市と日置市なんですが、事務局はどこがするの。

堂之下商工観光課長

薩摩川内市に事務局を置くことになっております。

山田勝委員

もちろんその市も大事ですよ。でも、現在、阿久根、出水、長島を含めた一つの地区じゃないですか。そういう中で、そういう話は持ち上がらなかったの。

堂之下商工観光課長

最初にこの協議会を立ち上げようというときに、薩摩川内市のほうから協議会設置の呼び

かけがあったところをございますけれども、そのときには薩摩半島全体に呼びかけをされまして、最初の検討会には11の自治体が参加したところをございます。最終的な参画意向を調査したところ、多くの自治体は初年度の動向を見てから、令和3年度以降参画について検討したいという回答であったということで、令和2年度については、薩摩川内市と本市、日置市の3市によるスタートというところになったところをございます。

山田勝委員

別にこの3市がね、今後中心になってやる事業はそれなりに成り立つと思いますよ。でも現実に、例えば長島町は既に外国に輸出しているし、出水市はよく分かりませんがね。だから、そういうところもある中で、今回、薩摩川内市と日置市、阿久根市と一緒にですね、どのようなメリットがあるのか。今後、期待はせないかんですけどね、あんまり期待できるかなあという気持ちがあるのでお尋ねした次第であります。頑張ってください。

次に、道の駅施設漏電調査に関連して、どうですか現在の道の駅の経営状態は。

堂之下商工観光課長

毎月、指定管理者として報告をいただいております。やはり開業当初、半月間準備のために休業いたしましたし、その後、なかなかスタッフが集まらないということで、最初のうちはちょっと厳しい状況でもあったようをございますけれども、今月分を見ますと前年を上回ってきている状況をございます。

山田勝委員

1年経たないとね、どうだったのか分からないのでそれはそれでいいのですが、104ページにですね、補助金、まちの灯台阿久根に360万円運営補助をされてらっしゃいます。これは今までの観光連盟に補助された金額と同等のものと思えばいいのですか。

堂之下商工観光課長

今までの観光連盟に対しましては500万円以上の補助金を出しておりますので、それよりは少ない金額をございます。

山田勝委員

少なくした理由はどのようなのですか。

堂之下商工観光課長

やはり株式会社ということで民営化いたしました。市が出資した会社ということもありますけれども、そういう意味で金額が少なくなったということですが、これもずっと続くかと言えばそうではなくて、一応3年限りということで考えております。

山田勝委員

了解をいたしますが、先ほどの電気の漏電の調査について、何で阿久根市がするのですか。株式会社まちの灯台阿久根がするんじゃないんですか。

堂之下商工観光課長

指定管理で委託をしておりますけれども、無償で委託をしております。ただ修繕料の50万までは指定管理者のほうで負担することになっておりますけれども、漏電ということに関しまして、やっぱり施設の老朽化に伴うもので、どこで漏電しているかが分からないという状況でありまして、修繕料も幾らかかるか分からないという状況の中で、この調査業務を組んだところをございます。

山田勝委員

それでは、修繕料が50万円超えない場合は、まちの灯台のほうでやるというふうに理解すればいいんですか。

堂之下商工観光課長

そのように考えております。

濱崎國治委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認め、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(商工観光課退室)

濱崎國治委員長

ここで、皆さんにお諮りいたします。

当初は水産林務課までいきたいと思いましたが、4時前になるのですが、商工観光課までで終えたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、この程度にとどめ散会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、本日は散会することに決しました。

なお、明日は午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 15時57分)

予算委員会委員長 濱崎國治